

經常費補助金配分基準事例報告

全日私幼連 経営研究委員会調べ

經常費補助金配分基準事例報告

目 次

調査にあたって	2	▶三重県	50
▶北海道	4	▶滋賀県	53
▶青森県	7	▶京都府	56
▶宮城県	9	▶奈良県	60
▶山形県	12	▶和歌山県	61
▶福島県	16	▶大阪府	63
▶茨城県	20	▶鳥取県	68
▶栃木県	24	▶広島県	70
▶埼玉県	26	▶山口県	74
▶千葉県	30	▶徳島県	77
▶新潟県	32	▶香川県	79
▶山梨県	33	▶福岡県	81
▶東京都	36	▶佐賀県	85
▶福井県	38	▶長崎県	86
▶長野県	40	▶熊本県	87
▶岐阜県	43	▶鹿児島県	89
▶静岡県	44	▶沖縄県	91
▶愛知県	48		

調査にあたって

全日私幼連経営研究委員会では、都道府県によって経常費補助金の配分基準の違いが見られるため、配分方法について調査を行ない検証しました。都道府県団体事務局を通じて、多くの配分方法・事例を集めることができましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、本調査をまとめるにあたり難しかった点がありました。例えば、配分基準が違う上、地域によっては、一般補助に該当していた項目が、特別補助に分類されているという場合があります。地域ごとにいずれかの項目に分類されているのか調査することも、今後検討する必要があると考えます。また、どのようなまとめ方が最適なのか、本委員会にて熟議してまいりましたが、本報告書につきましては、その辺りをお含みおきいただき、有効に活用されることを願っております。

本事例報告の大きな目的は2つあります。1つ目は、都道府県によって異なる子育て推進への斬新・特色ある項目を提供すること。2つ目は、都道府県によって詳細な配分方法、基準を明示しているところがあり、この報告書をご活用いただき今後の振興活動に役立てて欲しいと考えております。

それでは、検証した事例をいくつか報告したいと思います。はじめに、多くの都道府県においては傾斜配分による補助がなされている中、傾斜配分せ

ずに、園児の数に経常費単価を乗じた金額のみ補助している地域があることが判明しました。そのような地域では、もちろん補助単価に大きな差があります。本報告書を参考に積極的な振興活動を行っていただきたいと思います。

“特色ある配分要素”をご覧くださいと、教員の1種免許状の保有・促進を積極的に行なっている園に対して補助を行っている地域があります。このような取り組みがさらに充実できれば、教員の質の向上に寄与し人財確保につながると思います。また、補助を受け、公教育を担う学校として、財務情報を公開し社会へ説明責任を果たすことが今後ますます必要になると考えます。これからも建学の精神に基づき、私学の独自性をしっかりと担保し運営を行っていききたいものです。

経常費補助金と無償化とは表裏一体の関係にあります。各地域の幼稚園が、経常費補助金により安定した運営を行っていただけるような配分基準になることが最も大切なことです。そして、その目標に向けて各地域が振興活動を行っていくことが今後の私立幼稚園にとって最も大切なことだと考えております。

取りまとめた項目は、次ページ以降に掲載しておりますが、膨大な資料となるため、以下の項目をまとめておりますのでお目通しいただければ幸いです。
〔経営研究委員長＝北海道・旭川あゆみ幼稚園／川島教孝〕

①経常費補助金の主な柱

- 1) 園割の配分額（補助単価100万円～1500万円／均等割・傾斜配分額を含む）
 - ・均等割と傾斜配分の2種類
 - ・配分基準は、25人または50人刻みが主流
 - ・全体の経常費補助金において占める割合は、5%～30%
 - ・各都道府県において算定根拠（係数）あり
- 2) 園児数割
 - ・園児数割の配分額（補助単価2万円～4万円）
 - ・全体の経常費補助金において占める割合は、20%～30%
 - ・3歳児には、加算配分している都道府県あり

3) 教員割

- ・教員割の配分額（補助単価55万円～180万円）
- ・全体の経常費補助金において占める割合は、10%～45%
- ・教員及び職員の平均給与の1/2を補助する都道府県あり

②今後の振興活動にて大切な項目

1) 預かり保育

- ・預かり保育の配分額（補助単価40万円～340万円）
- ・通常の預かり保育とは別に、早朝・長時間・休業日・長期休業日ごとに加算配分している都道府県あり
- ・都道府県によって、独自の厳格なルール作りがなされている。

2) 特別支援教育

- ・特別支援教育の配分額（補助単価294,500～784,000）
- ・多くの地域では、特別に支援を要する園児が2名以上いた場合に、784,000の補助を行っている場合が多い。
- ・地域によっては、1名から294,500から392,000の補助を行っている地域がある。

③特色ある配分要素【一般補助／特別補助／都道府県単費含む】

・3歳児補助教員及びティーム保育に関する経費補助	補助単価	5万円	～	180万円／園
・養護教諭配置に関する経費補助	補助単価	40万円	～	75万円／人
・満3歳児就園促進に関する経費補助	補助単価	3万円	～	17万円／人
・教員能力開発・資質向上に関する経費補助（研修会等）	補助単価	1万円	～	10万円／人
・地域交流事業（幼小連携・地域イベント・地域の特色を活かした事業等）	補助単価	5万円	～	160万円／園
・地域開放事業（園の施設及び教育機能を地域住民に開放している事業等）	補助単価	5万円	～	50万円／園
・体験活動の推進（社会福祉施設等との交流、親子ボランティアの活動、お泊り保育、等）	補助単価	10万円	～	30万円／園
・防災教育の推進（災害及び防災についての学習に関する事業）	補助単価	2万円	～	8万円／園
・1種免許等保有促進に関する補助	補助単価	8千円	～	30万円／園
・食育に関する経費補助	補助単価	10万円	～	30万円／園
・学校評価（学校関係者評価・自己評価）に関する補助	補助単価	10万円	～	127万円／園
・財務情報等（HP・園内掲示板・広報誌・地域掲示板又は回覧板）の公開に関する補助	補助単価	10万円	～	60万円／園

※財務情報等を公開しないと、減額される地域がある

以 上

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社)北海道私立幼稚園協会	<p>【一般補助】 9,405,312 千円 (20,183 千円) () は、1 園平均額</p> <p>人件費</p> <p>経費</p> <p>経過措置</p> <p>配分調整</p>	<p>趣旨：標準人件費の 1/2 以内を配分する。 6,687,907 千円 (14,352 千円) 配分方法：教員及び職員の平均給与の 1/2 に補助対象教職員数をかけて算出。補助対象教職員は、園長 1 人、教頭等 1 人、教諭 (学級担任) × 学級数、養護教諭 1 人、事務職員 1 人 (定員内実員 201 人以上、2 人) ※教頭等とは、教頭・副園長・主幹教諭又は 10 年以上教育に関する職にある主任・指導教諭。</p> <p>趣旨：標準経費の 1/2 以内を配分する。 2,720,106 千円 (5,837 千円) 配分方法：以下が算出方法 1) 幼稚園に係る経費：定員内実員 126 人以上 3,883,700 70~125 人 3,377,130 35 人~69 人 2,532,848 35 人未満 1,688,565 2) 学級数に係る経費：435,578 × 算定学級数 (届出以内実学級と定員内実員 ÷ 23 の少ない方) 3) 園児に係る経費：47,284 × 定員内実員</p> <p>趣旨：人件費及び経費の合計額を、配分基準によって算定する。 6,011 千円 (13 千円) 配分方法：当該年度の教職員数、園児数及び学級数に基づき配分基準により算定した額と平成 22 年度配分基準により算定した 80%相当額を比較し、高い額を配分する</p> <p>趣旨：定員を超過及び園児が少ない幼稚園に対して補助金の配分を調整する。 8,712 千円 (-19 千円) 配分方法：定員を 36 人以上超過して就園している園及び、園児数が 10 人未満の園については、補助金額を減額調整して配分。</p>

	<p>【特別補助】 1,842,616 千円 (3,954 千円) () は、1 園平均</p> <p>特別支援教育推進費</p> <p>1 種免許等保有推進費</p> <p>【特別補助・道独自加算】 769,270 千円 (1,651 千円) () は、1 園平均</p> <p>満 3 歳児就園促進</p> <p>きめ細かな学習指導推進</p> <p>小規模単置園加算</p> <p>養護教諭の配置</p> <p>教員の能力開発及び資質の向上</p>	<p>趣 旨：障がい幼児が就園しており、積極的に取り組んでいる場合。 456,475 千円 (980 千円) ・文部科学省から発出されている通知文に要件を満たしていること。 ・身体障害者手帳を有している幼児。療育手帳を有している幼児。特別児童扶養手当の障害認定を受けている幼児</p> <p>配分方法：障がい幼児が 2 人以上就園している場合、589,000×障がい幼児数。障がい幼児が 1 人就園している場合、294,500</p> <p>趣 旨：幼稚園教諭 1 種免許又は専修免許状を所有している園に対して補助。 3,791 千円 (8 千円)</p> <p>配分方法：要件を満たした教員数×7,522</p> <p>趣 旨：当該年 1 月始業日現在、就園している満 3 歳児が対象。 184,583 千円</p> <p>配分方法：満 3 歳児の人数×105,416</p> <p>趣 旨：補助教員の人数に応じて。 540,000 千円</p> <p>配分方法：3 歳児学級 1,030,532/園 3 歳児混合学級 772,899/園 4・5 歳児学級 515,266/園</p> <p>趣 旨：小規模幼稚園において、条件を満たす場合に 1,000,000/園。 20,000 千円</p> <p>配分方法：以下の 2 つの条件を満たす幼稚園に対して補助。 1) 園児数が 70 人未満であり、かつ、同一市町村に他の幼稚園（国公立含む）が存在しない事。 2) 園児数を、当該市町村の 3～5 歳の幼児数から保育所入所児童数（3 歳～5 歳）を減じた人数で除した値が全道平均の 1/2 以上である事。</p> <p>趣 旨：一般分補助額の教職員人件費で養護教諭が算定されていない園において、当該年 12 月 1 日現在、4 ヶ月以上継続して養護教諭（要養護教諭免許）を配置している場合。 769,000 千円</p> <p>配分方法：</p> <p>趣 旨：新採用教員研修、10 年経験者研修及びその他の国内研修に参加した場合。 11,536 千円</p> <p>配分方法：新採用教員研修（Ⅰ期・宿泊・Ⅱ期）1 人 1 回 96,130 10 年経験者研修 28,839 その他の国内研修 9,613（人数・回数によって変動なし）</p>
--	---	---

	<p>地域交流事業</p> <p>【特別補助・教育改革推進費】 613,080 千円 (1,316 千円) () は、1 園平均</p> <p>預かり保育</p> <p>休業日預かり保育</p> <p>地域開放事業</p> <p>体験活動の推進</p> <p>防災教育</p>	<p>趣 旨：小学校との連携事業又は地域の特色を活かした交流事業を行っている場合。 12,449 千円 配分方法：当該年 4 月 1 日から 12 月 1 までに行った場合。 48,065/園</p> <p>趣 旨：2h/日以上、年間保育日数の 1/2 以上預かり保育を実施している場合。 265,090 千円 配分方法：431,040/園～1,077,600/園</p> <p>趣 旨：夏季休業及び土日等休業日に預かり保育を実施している場合 56,351 千円 配分方法：57,472/園～316,096/園</p> <p>趣 旨：地域開放事業（未就園児教室や園解放など）を実施している場合 232,043 千円 配分方法：574,720/園（718,400/認定こども園）</p> <p>趣 旨：体験活動（保育体験の受入れ、親子ボランティアなど）を実施した場合。 47,199 千円 配分方法：107,760/園</p> <p>趣 旨：防災教育を実施した場合。 12,328 千円 配分方法：28,736/園</p>
--	--	--

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法																								
青森県私立幼稚園連合会	<p>【一般補助】 ※割合 95%</p> <p>園児数割 (20%)</p> <p>3 歳児就園補正割 (5%)</p>	<p>趣 旨：各幼稚園の園児数に応じた配分を行なうことにより、一定の教育水準の確保を図る。 配分方法：当該年 5 月 1 日現在の定員内実員数（変更甲府申請時は、5 月 1 日現在の定員内実員に、翌年 1 月の始業日に在学している 5 月 2 日以降入園した満 3 歳児を加えた数）に、以下の収容率ごとに定めた数を乗じて得た数（小数点以下は切り捨て）とする。 ○園児数割＝算定した配分基礎となる園児数×34,927.5</p> <p>【算定・配分基礎表】</p> <table border="1" data-bbox="965 603 1444 1058"> <thead> <tr> <th>収容率</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.05 以下</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>1.05 を超え 1.15 以下</td> <td>0.850</td> </tr> <tr> <td>1.15 を超え 1.25 以下</td> <td>0.775</td> </tr> <tr> <td>1.25 を超え 1.35 以下</td> <td>0.700</td> </tr> <tr> <td>1.35 を超え 1.45 以下</td> <td>0.625</td> </tr> <tr> <td>1.45 を超え 1.55 以下</td> <td>0.550</td> </tr> <tr> <td>1.55 を超え 1.65 以下</td> <td>0.475</td> </tr> <tr> <td>1.65 を超え 1.75 以下</td> <td>0.400</td> </tr> <tr> <td>1.75 を超え 1.85 以下</td> <td>0.325</td> </tr> <tr> <td>1.85 を超え 2.00 以下</td> <td>0.250</td> </tr> <tr> <td>2.00 を超える</td> <td>0.000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※収容率＝園児数/定員（小数点以下第 4 位の数を切り捨てる。）</p> <p>趣 旨：3 歳児の就園状況に応じた配分を行なうことにより、一定の教育水準の確保を図る。 配分方法：当該年 5 月 1 日現在の 3 歳児の数とする。ただし、収容率が 1.05 を超える場合は、園児数基本割で得た指数を乗じて得た数（小数点以下は切り捨て）をもって園児数とする。 ○3 歳児就園補正割＝算定した配分基礎となる 3 歳児数×29,588</p>	収容率	指数	1.05 以下	1.00	1.05 を超え 1.15 以下	0.850	1.15 を超え 1.25 以下	0.775	1.25 を超え 1.35 以下	0.700	1.35 を超え 1.45 以下	0.625	1.45 を超え 1.55 以下	0.550	1.55 を超え 1.65 以下	0.475	1.65 を超え 1.75 以下	0.400	1.75 を超え 1.85 以下	0.325	1.85 を超え 2.00 以下	0.250	2.00 を超える	0.000
収容率	指数																									
1.05 以下	1.00																									
1.05 を超え 1.15 以下	0.850																									
1.15 を超え 1.25 以下	0.775																									
1.25 を超え 1.35 以下	0.700																									
1.35 を超え 1.45 以下	0.625																									
1.45 を超え 1.55 以下	0.550																									
1.55 を超え 1.65 以下	0.475																									
1.65 を超え 1.75 以下	0.400																									
1.75 を超え 1.85 以下	0.325																									
1.85 を超え 2.00 以下	0.250																									
2.00 を超える	0.000																									

<p>学校規模補正割 (10%)</p>	<p>趣 旨：各幼稚園に定額を配分することにより、基礎的活動の充実を図る。 配分方法：当該年 5 月 1 日現在の園児数（定員内実員）に応じた指数とする。 ○学校規模補正割＝算定した指数×918, 156</p> <p style="text-align: center;">【算定・学校規模別表】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>園児数（定員内実員）</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>401 人以上</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>301 人～400 人</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>201 人～300 人</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>101 人～200 人</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>91 人～100 人</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>81 人～90 人</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>80 人以下</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table>	園児数（定員内実員）	指数	401 人以上	0.4	301 人～400 人	0.6	201 人～300 人	0.8	101 人～200 人	1.0	91 人～100 人	1.2	81 人～90 人	1.4	80 人以下	1.6	
園児数（定員内実員）	指数																	
401 人以上	0.4																	
301 人～400 人	0.6																	
201 人～300 人	0.8																	
101 人～200 人	1.0																	
91 人～100 人	1.2																	
81 人～90 人	1.4																	
80 人以下	1.6																	
<p>教職員数割 (30%)</p>	<p>趣 旨：教職員に対し補助することにより、経営の健全性を確保する。 配分方法：当該年 5 月 1 日現在において、日本私立学校振興・共済事業団の共済制度または後期高齢者医療制度に加入している者（以下「補助対象教職員」）の数に、教員充足率を乗じて得た数（小数点第 3 位を切り捨てる）とする。 ※教員充足率：幼稚園設置基準により必要とされる教員数（満 3 歳児及び 3 歳児は園児 20 名に対して教員 1 名、4 歳児及び 5 歳児は園児 35 名に対して教員 1 名が必要）に対する当該年 5 月 1 日現在の教員数の充足率（小数点以下第 3 位の数を切り捨てる。）をいう。ただし、1.00 を超える場合は、1.00 とする。 ○教職員数×476, 391.7</p>																	
<p>給与割 (30%)</p>	<p>趣 旨：教職員人件費に対し補助することにより、経営の健全性を確保する 配分方法：補助対象教職員が受ける当該年 5 月分給料月額（ただし、給料月額が 400,000 を超える場合は 400,000 とする）と、前年度中に前年度の補助対象教職員に支給された期末・勤勉手当額（県が県職員に支給する期末・勤勉手当に相当するもの）を 12 で除して得た額（1 円未満は切り捨て）を合算して得た額をいう。</p>																	
<p>【特別補助】 ※割合 5%</p>																		
<p>特色教育割 (5%)</p>	<p>趣 旨：特色ある教育を行なっている園に対して補助。 配分方法：648,000/園</p>																	
<p>電子メール送受信体制整備割（定額）</p>	<p>趣 旨：電子メールによる送受信体制を整備する幼稚園に対して補助 配分方法：条件及び配分額は、総務学事課長が別に定める。</p>																	

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法								
(社) 宮城県私立幼稚園連合会	<p>【予算額・2月補正後】 ・平成24年度予算 総額: 4,386,003千円</p> <p>【一般補助】第2次配分 4,363,309千円</p> <p>【特別補助】第1次配分 1種免許状の保有促進 22,694千円</p>	<p>概要: 予算額 (4,386,003千円) ÷ 経常費/1人 (167,635) × 園児数・実員 (26,164人) ※平成24年5月1日現在に在学している園児の数に、平成25年1月における始業日に在学している、24年度中に満3歳に達し24年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数。</p> <p>概要: 収容定員増認可を受けた学校の内、認可を受けた年度から起算して過去3カ年度の何らかの年度において収容定員を超過していた学校に係る運営費補助金の額の算定にあつては、定員増認可を受けた翌年度については、認可前の定員を補助金の額の算定に用いる定員数とするとともに、新定員が遵守されているか状況確認を行ない、2カ年連続して遵守されていることが確認された場合においては、2カ年度目から1年度あたり定員増加の1/3ずつを前年度において補助金の額の算定を行なう際に用いた定員に加えた人数を当該年度の補助金の額の算定に用いる定員数とする。ただし、認可後に定員を超過した年度が生じた場合には、2カ年連続して定員を遵守するまでは、上記の取扱いによらず、前年度の同人数を補助金の額の算定に用いる定員数とする。</p> <p>配分方法: 22,694千円 = 単価 (70,000) × 1種免許状保有者数 × 補正係数 ※補正係数とは、各園における教員数と1種免許状保有者数の比率に応じて加算する。</p> <table border="1" data-bbox="1008 861 1433 1013"> <thead> <tr> <th>保有比率</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>0.2以上 0.4未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>0.4以上</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table>	保有比率	補正係数	0.2未満	1.0	0.2以上 0.4未満	1.1	0.4以上	1.2
保有比率	補正係数									
0.2未満	1.0									
0.2以上 0.4未満	1.1									
0.4以上	1.2									
		<p>第1次補正 補正係数 = 0.5 (均等割係数) +0.1 × (学納金還元率補正係数) +0.1 × (教育研究費等支出額補正係数) +0.1 × (園児教員数比率補正係数) +0.1 × (実員収容定員比率補正係数) +0.1 × (園児数学級数比率補正係数)</p> <p>(均等割係数) = 各園共通 (補正無し) (学納金還元率補正係数) = 経常的経費に占める園児納付金の割合 (0.7~1.3) (教育研究費等支出額補正係数) = 園児1人当たりの教育研究費等の割合 (0.7~1.3) (園児教員数比率補正係数) = 教員1人当たりの園児数の割合 (0.8~1.3) (実員収容定員比率補正係数) = 定員に対する実園児数の割合 (0.7~1.3) (園児数学級数比率補正係数) = 1学級当たりの園児数 (0.7~1.3)</p>								

各補正とも各園の数値を評点化（平均 50 年）し補正割係数を下記のとおり定める。

評点	25 点未満	25 点以上 35 点未満	35 点以上 45 点未満	45 点以上 55 点未満	55 点以上 65 点未満	65 点以上 75 点未満	75 点以上
係数	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3

第 2 次補正

- 1) 初年度納付金補正（平均初年度納付金に比し低ければ多く配分）
 基礎単価×補正係数×各園定員内実員
 ※基礎単価＝第 2 次配分総額÷（定員内実員×補正係数）の総和
 ※補正係数＝平均初年度納付金÷各園初年度納付金
- 2) 役員報酬等超過額減額補正
 役員報酬等（教職員兼務者は給与を含む）が基準額（1 千 8 百万円）を超えた場合、超過額を減額し、他園に再配分を行なう。
- 3) 配分限度額超過分減額補正
 各園に対する配分限度額は、補助対象経費の 1/2 である。配分合計額が、補助対象経費の 1/2 を超える場合、相当する分を減額し、他園に再配分する。

【第 1 次補正の説明】

①各補正要素の比率の算定

- 1) 学納金還元率＝園児納付金収入額÷経常的経費支出額
- 2) 教育研究経費等支出額率＝教育研究経費等支出額÷園児数
- 3) 園児教員数比率＝園児数（実員）÷教員数
- 4) 実員収容定員比率＝園児数（実員）÷収容定員
- 5) 園児数学級数比率＝園児数（実員）÷学級数

②評点の算出

- 1) 学納金還元率（補助対象園の平均値を 50 点とする） 評点＝50 点×平均比率/各園の比率
- 2) 教育研究経費等支出額率（補助対象園の平均値を 50 点とする） 評点＝50 点×各園の支出額/平均支出額
- 3) 園児数教員数比率（補助対象園の平均値を 50 点とする） 評点＝50 点×平均比率/各園の比率
- 4) 実員収容定員比率（100%を 50 点とする） 評点＝50 点×100%/各園の比率
- 5) 園児数学級数比率（補助対象園の平均値を 50 点とする） 評点＝50 点×平均比率/各園の比率

③用語の説明

経常的経費支出額：平成 23 年度資金収支計算書の決算による「人件費（退職金及び役員報酬を除く）
＋教育研究経費＋管理経費＋設備費（機器備品及び図書に限る）－補助活動に係る
収入」額

園児納付金収入額：平成 23 年度資金収支計算書の決算による「授業料＋入学金＋実験実習費＋施設設
備費＋その他の入学金」額

教育研究経費等支出額：平成 23 年度資金収支計算書の決算による「教育研究経費＋管理経費＋設備費
（機器備品及び図書に限る）－補助活動に係る収入」額

教員数：平成 24 年 5 月 1 日現在の、本務の園長＋教頭＋教諭（助教諭を含む）＋講師＋養護教諭（助
教諭を含む）

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法						
(公社) 山形県私立幼稚園協会	【一般補助・加算分】 満3歳児加算	趣 旨：当該年1月における始業日現在、当該年度中に満3歳児に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児が在園する場合 配分方法：当該園児数×172,000						
	安全対策加算	趣 旨：昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築された園舎を有し、その全ての園舎について、当該年1月の始業日前1年間において耐震診断を実施した場合。 配分方法：500,000以内/園						
	特別支援教育推進加算	趣 旨：当該年月1日現在で障がい児を在園させている場合及び当該年5月2日以降、当該年1月始業日までに入園する満3歳児における障がい児で、当該年1月始業日現在、在園させている場合。 配分方法：以下の表により定める額以内の額とする。 <table border="1" data-bbox="996 694 2027 1173" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 平成24年5月1日現在で保育している障がい児及び平成24年5月2日以降平成25年1月始業日までに入園する満3歳児における障がい児で、平成25年1月始業日現在で保育している障がい児の合計人数が1人の幼稚園</td> <td style="text-align: center;">障がい児1人当たり 392,000円以内の額</td> </tr> <tr> <td>② 平成24年5月1日現在で保育している障がい児及び平成24年5月2日以降平成25年1月始業日までに入園する満3歳児における障がい児で、平成25年1月始業日現在で保育している障がい児の合計人数が2人以上の幼稚園</td> <td style="text-align: center;">障がい児1人当たり 784,000円以内の額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	加算額	① 平成24年5月1日現在で保育している障がい児及び平成24年5月2日以降平成25年1月始業日までに入園する満3歳児における障がい児で、平成25年1月始業日現在で保育している障がい児の合計人数が1人の幼稚園	障がい児1人当たり 392,000円以内の額	② 平成24年5月1日現在で保育している障がい児及び平成24年5月2日以降平成25年1月始業日までに入園する満3歳児における障がい児で、平成25年1月始業日現在で保育している障がい児の合計人数が2人以上の幼稚園	障がい児1人当たり 784,000円以内の額
	区 分	加算額						
① 平成24年5月1日現在で保育している障がい児及び平成24年5月2日以降平成25年1月始業日までに入園する満3歳児における障がい児で、平成25年1月始業日現在で保育している障がい児の合計人数が1人の幼稚園	障がい児1人当たり 392,000円以内の額							
② 平成24年5月1日現在で保育している障がい児及び平成24年5月2日以降平成25年1月始業日までに入園する満3歳児における障がい児で、平成25年1月始業日現在で保育している障がい児の合計人数が2人以上の幼稚園	障がい児1人当たり 784,000円以内の額							
地域開放推進加算	趣 旨：施設又は教育機能を広く地域に開放する事業（以下「地域開放事業」という。）を行った場合。 配分方法：以下の当てはまる事業及び算定式に基づき補助。 ① 地域の子供たちに遊びの場や機会を提供し、援助する事業 ② 幼児教育に関する各種の講座又は集会を開催する事業 ③ 地域の保護者等に対する教育相談事業 ④ 幼児教育情報誌等の作成・配布事業							

【算定式】

事業数の区分	1園当たりの加算額
地域開放事業のうち1事業のみ実施の場合	200,000円
地域開放事業のうち2事業実施の場合	300,000円
地域開放事業のうち3事業実施の場合	400,000円
地域開放事業のうち4事業実施の場合	500,000円

預かり保育推進加算

趣 旨：保育時間のほかに希望する園児を幼稚園内で過ごさせる活動（当該幼稚園が主体となって実施するものに限る。以下「預かり保育事業」という。）として、当該年4月1日から当該年3月31日までの間に次の事業を行なう場合

配分方法：① 年間を通じて保育時間終了後引き続き1日2時間以上継続的に実施される預かり保育事業
 ② 年間を通じて午前7時30分から保育時間開始時刻まで継続的に実施される預かり保育事業
 ③ 年間を通じて預かり保育時間終了後引き続き午後6時30分以降まで継続的に実施される預かり保育事業

④ 各幼稚園が定める長期休業期間中に実施する預かり保育事業

※①の事業に該当しない場合は、②及び③の事業の補助対象としないものとする。

	1日平均の預かり保育対象園児数	1日平均の預かり保育担当教員数	1園当たり単価	
①預かり保育	0.5人以上	0.5人以上	300,000円	
	1人以上15人以下	1人	800,000円	
	16人以上30人以下	2人	1,000,000円	
	31人以上	3人	1,200,000円	
②早朝預かり保育	1人以上15人以下	1人	600,000円	
	16人以上30人以下	2人	800,000円	
	31人以上	3人	1,000,000円	
③夕方預かり保育	1人以上15人以下	1人	18時30分まで 150,000円	19時まで 300,000円
	16人以上30人以下	2人	18時30分まで 200,000円	19時まで 400,000円
	31人以上	3人	18時30分まで 250,000円	19時まで 500,000円
④長期休業期間 預かり保育	1人以上15人以下	1人	100,000円	
	16人以上30人以下	2人	200,000円	
	31人以上	3人	300,000円	

	<p>教員の資質向上対策加算</p>	<p>趣 旨：教員の資質及び専門性の向上を図る観点から、次表の区分により定める額の合計額以内を補助。 配分方法：① 教職員（設置者・園長含む）を研修（国・独立行政法人教員研修センター・全日本私立幼稚園連合会・県等が実施するものに限る）に派遣する事業 ② 教員の資質向上を図るため、公開授業等の研究授業、外部講師招聘による園内研修事業</p> <table border="1" data-bbox="987 240 1895 647"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 教員の資質及び専門性の向上を図る観点から、教職員（設置者・園長含む）を研修（国・独立行政法人教員研修センター・全日本私立幼稚園連合会・県等が実施するものに限る）に派遣する場合</td> <td>(県内) ・新採研修、10年研修 一人当たり 30,000</td> </tr> <tr> <td>・その他の研修 一人当たり 10,000</td> </tr> <tr> <td>(県外) ・一人当たり 30,000</td> </tr> <tr> <td>② 教員の資質向上を図るため、公開授業等の研究授業、外部講師招聘による園内研修を実施する場合</td> <td>1園当たり 100,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	加算額	① 教員の資質及び専門性の向上を図る観点から、教職員（設置者・園長含む）を研修（国・独立行政法人教員研修センター・全日本私立幼稚園連合会・県等が実施するものに限る）に派遣する場合	(県内) ・新採研修、10年研修 一人当たり 30,000	・その他の研修 一人当たり 10,000	(県外) ・一人当たり 30,000	② 教員の資質向上を図るため、公開授業等の研究授業、外部講師招聘による園内研修を実施する場合	1園当たり 100,000												
区 分	加算額																					
① 教員の資質及び専門性の向上を図る観点から、教職員（設置者・園長含む）を研修（国・独立行政法人教員研修センター・全日本私立幼稚園連合会・県等が実施するものに限る）に派遣する場合	(県内) ・新採研修、10年研修 一人当たり 30,000																					
	・その他の研修 一人当たり 10,000																					
	(県外) ・一人当たり 30,000																					
② 教員の資質向上を図るため、公開授業等の研究授業、外部講師招聘による園内研修を実施する場合	1園当たり 100,000																					
	<p>きめ細かな保育の推進加算</p>	<p>趣 旨：年間を通じて、特色あるきめ細かな保育を行う活動を行なった場合。 配分方法：以下の表により定められた額とする。</p> <p>1) 社会性を持たせるための事業</p> <table border="1" data-bbox="1014 820 1760 991"> <thead> <tr> <th>事業数の区分</th> <th>1園当たりの加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業のみ実施の場合</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>2 事業実施の場合</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>3 事業実施の場合</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>4 事業実施の場合</td> <td>500,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 自然体験学習等に係る事業</p> <table border="1" data-bbox="1014 1031 1760 1201"> <thead> <tr> <th>事業数の区分</th> <th>1園当たりの加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業のみ実施の場合</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>2 事業実施の場合</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>3 事業実施の場合</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>4 事業実施の場合</td> <td>500,000</td> </tr> </tbody> </table>	事業数の区分	1園当たりの加算額	1 事業のみ実施の場合	200,000	2 事業実施の場合	300,000	3 事業実施の場合	400,000	4 事業実施の場合	500,000	事業数の区分	1園当たりの加算額	1 事業のみ実施の場合	200,000	2 事業実施の場合	300,000	3 事業実施の場合	400,000	4 事業実施の場合	500,000
事業数の区分	1園当たりの加算額																					
1 事業のみ実施の場合	200,000																					
2 事業実施の場合	300,000																					
3 事業実施の場合	400,000																					
4 事業実施の場合	500,000																					
事業数の区分	1園当たりの加算額																					
1 事業のみ実施の場合	200,000																					
2 事業実施の場合	300,000																					
3 事業実施の場合	400,000																					
4 事業実施の場合	500,000																					
	<p>少人数学級の推進</p>	<p>趣 旨：きめ細かな保育を推進するために、年間を通じて1学級16人未満の学級には、定めた額を補助。 配分方法：200,000/学級 ただし、ティーム保育推進加算の加算対象となる学級は除く。</p>																				
	<p>ティーム保育推進加算</p>	<p>趣 旨：年間を通じて、ティーム保育を行った場合、定めた額を補助 配分方法：200,000/教員1人当たり</p>																				
	<p>給食の放射性物質検査加算</p>	<p>概 要：設置者が費用を負担のうえ、検査機関に依頼して検査を実施した場合、検査1回あたり170,000</p>																				

	<p>【一般補助】 給食費</p>	<p>概要：専任教員の給与費＝次のア、イ、ウのいずれかの額×専任教員数（当該年5月1日現在）</p> <p>ア 各幼稚園における専任教員1人あたりの「園平均給与額」（Aのケース）</p> <p>イ 「園平均給与額」が「県平均給与額」（各幼稚園の最高給与教員を除いた教員の平均給与額）を上回り、かつ、最高給与教員を除いた園平均給与額が「県平均給与額」を下回る場合（Bのケース）は、「県平均給与額」</p> <p>ウ 「園平均給与額」が「県平均給与額」（各幼稚園の最高給与教員を除いた教員の平均給与額）を上回り、かつ、最高給与教員を除いた園平均給与額が「県平均給与額」を上回る場合（Cのケース）は、「県平均給与額」に当該差額（aの部分）を加えた額（ただし、加算する額は県平均給与額の10%を限度とする）</p> <p>※幼稚園の最高給与費が最高給与の県平均を著しく上回る場合は調整あり</p> <div data-bbox="913 501 2181 938" style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">専任教員給与費の算定単価</p> </div> <p>専任職員の給与費＝次のア、イのいずれかの額×専任職員数（当該年5月1日現在）</p> <p>ア 各幼稚園における専任職員1人あたりの「園平均給与額」</p> <p>イ 「園平均給与額」が「県平均給与額」を超えている場合、「県平均給与額」に当該差額を加えた額（ただし、加算する額は県平均給与額の10%を限度とする）</p> <p>※教員の場合のように「最高給与職員」は考慮しない</p>
	<p>所定福利費</p>	<p>概要：専任教員・職員の所定福利費＝平均所定福利費×専任教職員数（当該年5月1日現在）</p> <p>※平均所定福利費＝前年度所定福利費÷前年度専任教員・職員数</p>
	<p>教育経常費</p>	<p>概要：教育経常経費＝標準教育経常経費×園児数（当該年5月1日現在）</p> <p>※標準教育経常経費＝前年度決算書の教育経常経費÷前年度園児数</p> <p>※教育経常経費・・・教育研究経費、管理経費、設備関係支出から国及び市町村が交付する補助金の対象経費、車両支出、50万以上備品、特別寄付金による購入費を除く</p>

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社)福島県全私立幼稚園協会	【一般補助・運営費】 園割経費	趣旨：地方教育費調査における、以下に定める園割対象経費の合計額に定める算定係数を乗じて得た額。 ①園割対象経費 → その他の職員給与費の1/2 ②算定係数 → 1) 地方教育費調査結果の全国平均との格差補正值 2) 年度間補正值
	学級割経費	趣旨：地方教育費調査における、次に定める学級割対象経費の合計額に以下に定める経費の合計額に算定係数を乗じて得た額。 ①学級割対象経費 → 1) 修繕費 2) 設備・備品費 3) 兼務職員給与 ②算定係数 → 1) 地方教育費調査結果の全国平均との格差補正值 2) 年度間補正值
	教職員割経費	趣旨：地方教育費調査における、次に定める教職員割対象経費の合計額に次に定める算定係数を乗じて得た額。 ①教職員割対象経費 → 1) 本務教員の給与 2) 事務職員の給与 3) その他の職員給与の1/2 4) 共済組合等負担金 ②算定係数 → 1) 地方教育費調査結果の全国平均との格差補正值 2) 年度間補正值
	園児数割経費	趣旨：地方教育費調査における、次に定める園児数割経費の合計額に次に定める算定係数を乗じて得た額。 ①園児数割対象経費 → 1) 教育活動費 2) その他の管理費 3) 所定支払金 4) 図書購入費 ②算定係数 → 1) 地方教育費調査結果の全国平均との格差補正值 2) 年度間補正值

【一般補助・基本額】

園割

趣 旨：予算総額から特別加算額を除いた額の1/3を園割とし、各学校均等に配分する。

園児数割

趣 旨：予算総額から特別加算額を除いた額の2/3を園児数割とし、園児数に応じて配分する。

配分方法：平成22年度と当該年度を比較していずれが多い方の人数とする。

1) 3歳～5歳児

・3歳から5歳児分の補助基本額算定の基礎とする「園児数」は、園則定員とする。

2) 満3歳児

・満3歳児の基礎とする「園児数」は、1月の始業日現在の実員と園則定員から5月1日現在の3歳から5歳児数を除いた人数の少ない数とする。

専任教職員数の算定

趣 旨：当該年度の5月1日現在において、園長・教頭・教諭・助教諭及び講師の職にあるもの。事務・園児の健康管理その他の学校業務に従事している教職員の合計を補助する。ただし、別表2・3に定める必要教員数を超える場合は、その数を限度とする。

配分方法：1) 専任教職員として発令されていること

2) 学校法人等から主たる給与を受けていること

3) 常時勤務していること

4) 講師の場合にあっては、週あたり10時間以上であること

◎各補助金算定式及び配分方法

【配分式① 3歳～5歳児】

	総配分額 (A)	幼稚園別配分額	備考
①園児数割	$\begin{array}{r} \text{予 算} \quad 30 \\ \times \quad \text{—} \\ \text{措置額} \quad 100 \end{array}$	$A \times \frac{\text{当該幼稚園園児数}}{\text{対象幼稚園園児総数}}$	
②専任教職員割	$\begin{array}{r} \text{予 算} \quad 50 \\ \times \quad \text{—} \\ \text{措置額} \quad 100 \end{array}$	$A \times \frac{\text{当該幼稚園教職員数}}{\text{対象幼稚園教職員総数}}$	積算率 教員 10/10 職員 7/10
③定員遵守割	$\begin{array}{r} \text{予 算} \quad 20 \\ \times \quad \text{—} \\ \text{措置額} \quad 100 \end{array}$	別表1のとおり	

【配分式② 満3歳児分】

	総配分額 (A)	幼稚園別配分額	備考
①園児数割	$\begin{array}{r} \text{予 算} \quad 70 \\ \times \quad \text{---} \\ \text{措置額} \quad 100 \end{array}$	$A \times \frac{\text{対象園児数}}{\text{対象園児総数}}$	
②専用クラス割	$\begin{array}{r} \text{予 算} \quad 30 \\ \times \quad \text{---} \\ \text{措置額} \quad 100 \end{array}$	$A \times \frac{\text{対象専用クラス数}}{\text{対象専用クラス総数}}$	積算率 教員 10/10 職員 7/10

※配分式①・②の合計額と補助対象経費実支出（見込額）の1/2を比較。少ない額とする。

別表1 定員遵守割

定員	～80	81～120	121～200	201～300	301～
超過率					
2.5～4.9				△5	△10
5.0～9.9			△10	△15	△20
10.0～14.9			△20	△30	△40
15.0～19.9	△10	△15	△25	△40	△60
20.0～24.9			△40	△60	
25.0～29.9	△15	△25	△50		△80
30.0～	△25	△40	△60	△80	

別表2 必要教員数

基礎教員数	園児の年齢別に、実員をそれぞれ35人（3歳児にあつては20人）で除して得た数の合計とする。ただし、実員が定員を上回る場合は、定員/実員の割合を年齢別実員に乗じて得た人数を基礎として算定する。なお、端数については、実学級数を下回る場合は、切り上げるものとする。
加算教員数	基礎教員数が9人以下の場合は、2人。10人以上の場合は3人とする。

別表3 必要事務職員数

定員規模	200未満	200～399	400以上
必要事務職員数	1人	2人	3人

※対象経費との比較

補助基本額の合計と対象経費実支出額（見込）の1/2の額を比較して、少ない額とする。なお、人件費については、同一学校法人からの給料、臨時給与及び諸手当（交通費除く）の支給総額が9,500,000を超える教職員がいる場合、超える額を当該経費から除くものとする。

	<p>【特別加算額】 被災児童生徒等就学支援分</p> <p>教育活動復旧分</p> <p>1種免許上の保有分</p> <p>財務状況の改善分</p> <p>【その他の調整】</p> <p>【減額及び決算調整】 減額事由該当減額</p> <p>決算調整額による増減</p>	<p>趣 旨：東日本大震災により就学が困難となった園児に対する授業料等を減免する。</p> <p>趣 旨：東日本大震災で被災し国の災害復旧補助の対象となった学校に対する、教育活動の復旧することを目的とする。</p> <p>趣 旨：1種免許状を取得している教員の配置状況、若しくは一種免許状の保有を促進する取組の実践している園に対して行なう。</p> <p>趣 旨：経営の効率化や学校規模の適正化など経営改善に向けた計画の実施を行なっている園に対して行なう。</p> <p>趣 旨：運営状況を勘案し、必要がある場合には補助基本額の増額調整を行なう。</p> <p>趣 旨：私立学校運営費補助金（一般補助）交付要綱の減額事由に該当する場合は、減額を行なう。</p> <p>趣 旨：前年度の補助基本額（補助金交付実績）と前年度の補助対象費の決算額に基づき算定した補助基本額（本来の補助基本額）を比較して算出した差額により当該年度の補助金額について増額又は減額を行なう。</p>
--	---	---

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法								
(社)茨城県私立幼稚園連合会	<p>【配分係数】 定員超過数</p>	<p>趣 旨：定員超過数（当該年5月1日現在の幼児収容定員数に対する幼児実員数の超過数をいう。）が21人以上の園は、その定員超過数に対応する下記の算定式を適用して得た小数点以下第3位までの数とする。</p> <p>配分方法：配分係数算定式</p> <table border="1" data-bbox="958 411 1749 563"> <thead> <tr> <th>定員超過数</th> <th>配分係数算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21人～30人</td> <td>$1 - (\text{定員超過数} - 20) \times 0.005$</td> </tr> <tr> <td>31人～60人</td> <td>$1 - \{0.05 + (\text{定員超過数} - 30) \times 0.0043\}$</td> </tr> <tr> <td>61人以上</td> <td>$1 - \{0.179 + (\text{定員超過数} - 60) \times 0.0027\}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、平成22年度、平成23年度及び平成24年度に幼児収容定員数の増加に係る変更許可を受けた園に係る定員超過数は、次の算定式に得た数と平成24年度定員超過数とを比較して大きい方の数とする。この場合、配分係数は当該定員超過数を基礎に得た数とする。</p> <p>平成22年度、平成23年度及び平成24年度の各年度の5月1日現在の幼児収容定員数の合計</p> <p style="text-align: center;">3</p>	定員超過数	配分係数算定	21人～30人	$1 - (\text{定員超過数} - 20) \times 0.005$	31人～60人	$1 - \{0.05 + (\text{定員超過数} - 30) \times 0.0043\}$	61人以上	$1 - \{0.179 + (\text{定員超過数} - 60) \times 0.0027\}$
	定員超過数	配分係数算定								
	21人～30人	$1 - (\text{定員超過数} - 20) \times 0.005$								
31人～60人	$1 - \{0.05 + (\text{定員超過数} - 30) \times 0.0043\}$									
61人以上	$1 - \{0.179 + (\text{定員超過数} - 60) \times 0.0027\}$									
財務計算書類	<p>趣 旨：平成23年度の財務計算書類を平成24年7月31日までに提出しなかった園は、やむを得ない事由によると認められるものを除き提出日に対応する以下の表とする。</p> <p>配分方法：提出時期（配分係数）</p> <table border="1" data-bbox="958 930 1749 1082"> <thead> <tr> <th>提出時期の区分</th> <th>配分係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年8月1日から平成24年8月31日まで</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>平成24年9月1日から平成24年9月30日まで</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>平成24年10月1日以降</td> <td>0.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※定員超過数及び財務計算書類のどちらにも属さない園は、配分係数を1とする。</p>	提出時期の区分	配分係数	平成24年8月1日から平成24年8月31日まで	0.95	平成24年9月1日から平成24年9月30日まで	0.85	平成24年10月1日以降	0.75	
提出時期の区分	配分係数									
平成24年8月1日から平成24年8月31日まで	0.95									
平成24年9月1日から平成24年9月30日まで	0.85									
平成24年10月1日以降	0.75									
【新設幼稚園基準補助額】	<p>趣 旨：平成22年度、平成23年度及び平成24年度に開園及び学校法人化した園の配分額は、算定して得た額とする。ティーム保育促進分を含む。</p> <p>配分方法：$181,538 \times \text{平成24年5月1日現在定員内実員数（満3歳児除く）} \times \text{配分係数}$</p> <p>ただし、平成24年度私立幼稚園地域子育て支援サポートスタッフ配置事業を実施した園は、当該委託契約額と実績見込額のうちいずれか低い額の1/3を上記算式から減じた額とする。</p>									

	<p>【一般補助】 基準額</p>	<p>趣 旨：基準割の配分額は、以下により算定して得た額（千円未満の端数は切り捨て。以下、配分項目欄の幼児数割及び教員数割の端数処理において同じ）とする。</p> <p>配分方法：ア 配分係数が1未満の園は、以下の式において算定した得た額とする。</p> $\frac{\left((全幼稚園の定員内実員数 \times 181,538 - (新設園割配分予算 + 1種免許配分予算 + 教員脂質配分予算)) \times 10\% \right)}{\text{既設園数}} \quad \text{①}$ <p>①×配分係数・・・②（配分係数が1未満の園の基準割額） ※既設園数とは、全幼稚園数から2（新設幼稚園）に該当する園数を控除した数とする。</p> <p>イ 前記ア②以外の幼稚園については、次の額とする</p> $\frac{\left(配分係数が1未満の園数 \times \text{ア①} - \text{ア②} \right) \times \text{配分係数}}{\text{既設園数} - \text{配分係数が1未満の幼稚園数}} \quad \text{+ア①}$ <p>(2,681 千円) (2,725 千円)</p> <p>幼児数割</p> <p>趣 旨：以下の算式において、定員内実員数に配分係数を乗じて得た数に1未満の端数が生じる場合は、四捨五入する。</p> <p>配分方法：$\left((全幼稚園の定員内実員数 \times 181,538 - (新設園割配分予算) + ティーム保育配分予算 + 1種免許配分予算 + 教員資質配分予算) \right) \times 35\% \times \frac{\text{当該幼稚園の定員内実員数} \times \text{配分係数}}{\text{全幼稚園（園ごとの定員内実員} \times \text{配分係数）の合計}}$</p> <p>(1,792,880 千円) (26,747 人)</p> <p>教員数割</p> <p>趣 旨：以下の算式において、教員数に配分係数を乗じて得た数は、小数点以下第1位までの数とする。教員数は専任の園長、副園長（幼稚園教員免許状を有する者に限る）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師の合計数とする。ただし、『未来を担う人づくり推進事業』により採用した専任教員の人数は計上しない。</p> <p>配分方法：$\left((全幼稚園の定員内実員数 \times 181,538 - (新設園割配分予算) + ティーム保育配分予算 + 1種免許配分予算 + 教員資質配分予算) \right) \times 30\% \times \frac{\text{当該幼稚園の H24.5.1 教員数} \times \text{配分係数}}{\text{全幼稚園（各園 H24.5.1 教員数} \times \text{配分係数）の合計}}$</p> <p>(1,536,754 千円) (1,780.3 人)</p>
--	-----------------------	--

	<p>経常的経費</p> <p>チーム保育推進割</p> <p>1種免許保有促進割</p> <p>教員資質向上割</p> <p>満3歳児受入割</p>	<p>趣旨：経常的経費割の配分額は、以下のA・Bにより算定して得た額の合計額とする。</p> <p>配分方法： A $\left[\frac{(全幼稚園の定員内実員数 \times 181,538 - (新設園割配分予算) + ティーム保育配分予算 + 1種免許配分予算 + 教員資質配分予算)}{(1,216,597 \text{ 千円})} \right] \times \frac{当該幼稚園の経常的経費支出額 \times 収支係数 \times 配分係数}{全幼稚園 (各園経常的経費支出 \times 収支係数 \times 配分係数) の合計 (11,612,294,233)}$</p> <p>B $\left[\frac{(全幼稚園の定員内実員数 \times 181,538 - (新設園割配分予算) + ティーム保育配分予算 + 1種免許配分予算 + 教員資質配分予算)}{(64,031 \text{ 千円})} \right] \times \frac{当該幼稚園の (Aによる算定額 \times (1 - 補助額調整係数))}{全幼稚園 (各園Aによる算定額 \times (1 - 補助額調整係数)) の合計}$</p> <p>趣旨：複数の教員が協同して保育あたるチーム保育を実施する園に対する配分額は、以下の算定式に基づいて得た額とする。</p> <p>配分方法： 全幼稚園の定員内実員数 $\times 1,944 \times \frac{当該幼稚園の実施状況 (実施園=1 \cdot 未実施園=0) \times 配分係数}{全幼稚園 (各園 (実施園=1 \cdot 未実施園=0) \times 配分係数) の合計 (169.3)}$ (55,863 千円)</p> <p>趣旨：1種免許状の保有促進を図るため、当該免許状を保有する教員の配置や当該免許状に必要な単位の修得に努める教員に対して機会を提供する措置を講じている園に対する補助。</p> <p>配分方法： 全幼稚園の定員内実員数 $\times 105 \times \frac{当該幼稚園の1種免許状保有数及び当該免許状取得のため学修中の教員数}{(各園1種免許状保有数及び当該免許状取得のため学修名中の教員数)の全幼稚園計}$ (3,017 千円)</p> <p>趣旨：教員の資質向上を図るため、平成24年度において国及び地方公共団体等の一連のテーマで2日以上の研修に同一の教員が参加した園に対して行なう。</p> <p>配分方法： 全幼稚園の定員内実員数 $\times 514 \times \frac{当該幼稚園の対象研修会に参加した教員数}{(各園の対象研修会に参加した教員数)の全幼稚園合計}$ (14,770 千円)</p> <p>趣旨：平成24年度の1月における始業日現在在籍する満3歳児数と、これに平成24年5月1日現在の幼児実員数を加えた数が定員数を超過する場合は、超過分については除外する。</p> <p>配分方法：当該幼稚園の満3歳児 $\times 90,769$</p>
--	---	--

	<p>預かり保育割</p>	<p>趣 旨：預かり保育を行なう園に対して補助を行なう。</p> <p>配分方法：預かり保育割の配分額は、以下の算定式に基づいて得た額の合計額とする。</p> <p>ア 預かり保育受入体制維持分（年間の開園日の半分以上の日数において1日あたり2h以上預かり保育を開設）</p> <p>配分額＝当該幼稚園の定員内実員数×5%×30,000 ※千円未満は、原則として切り捨て</p> <p>イ 預かり保育実績分</p> <p>当該幼稚園の預かり保育実績に応じた補助額は、各園の実績に応じて、下表の実績補助基準額表により算定される実績補助基準額に基づき得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1016 368 1964 596"> <thead> <tr> <th colspan="3">預かり保育実績区分</th> <th rowspan="2">実績補助基準額</th> </tr> <tr> <th>従事教員数 1日平均（A）</th> <th>預かり園児数 1日平均（B）</th> <th>預かり保育時間 1日平均（C）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>1～15人</td> <td>2時間以上</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>16人～30人</td> <td>2時間以上</td> <td>1,400,000</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>31人以上</td> <td>2時間以上</td> <td>1,800,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各園の預かり保育実績区分については、上表の（A）（B）及び（C）の全てを満たす場合の区分を該当幼稚園の実績区分とする。</p> <p>当該幼稚園の実績補助基準額</p> <p>配分額＝ $\frac{\text{当該幼稚園の実績補助基準額}}{\text{各幼稚園の実績補助貴人額の合計}}$ × 全園の定員内実員の5%×30,000</p> <p>※定員内実員数は、幼児収容定員数又は平成24年5月1日現在の幼児実員（平成24年度中に満3歳に達し平成24年4月2日以降に幼稚園に入園した園児数は除く）のいずれか少ない数とする</p> <p>※上表に掲げる算式において、定員内実員数に5%を乗じて得た数は、小数点以下第1位までの数とする。</p>	預かり保育実績区分			実績補助基準額	従事教員数 1日平均（A）	預かり園児数 1日平均（B）	預かり保育時間 1日平均（C）	1人	1～15人	2時間以上	1,000,000	2人	16人～30人	2時間以上	1,400,000	3人以上	31人以上	2時間以上	1,800,000
預かり保育実績区分			実績補助基準額																		
従事教員数 1日平均（A）	預かり園児数 1日平均（B）	預かり保育時間 1日平均（C）																			
1人	1～15人	2時間以上	1,000,000																		
2人	16人～30人	2時間以上	1,400,000																		
3人以上	31人以上	2時間以上	1,800,000																		

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社)栃木県幼稚園連合会	【一般補助・当初配分】 基礎配分 ・配分割合 15.81%	趣 旨：幼稚園の規模に係わらず、幼稚園を運営していく上で必要な経費（理事会等の開催、学校法人会計事務等）を考慮して一定額を配分
	定員内園児数配分 ・配分割合 23.52%	趣 旨：実園児数(5/1 現在 3, 4, 5 歳児)に応じた配分。実員が定員を超過している幼稚園については、定員超過園児数は算定しない。
	教職員数割 ・配分割合 52.70%	趣 旨：教職員の数に応じた配分で、教職員の認定数については、勤務時間、給与額などを総合的に勘案して算定している。また、園児数が定員を超過している幼稚園については、定員超過園児数に対応した教員数を差し引いて教員数を算定している。なお、教員以外の職員の数については、幼稚園の規模に応じて、一定の基準を設けており、基準を超えた職員数については、算定していない。
	教員調整割 (経験年数 10 年配分) ・配分割合 0.66% (経験年数 20 年配分) ・配分割合 0.76%	趣 旨：教員の年齢構成に配慮して、経験年数の長い教員を雇用している幼稚園に対する配分
	一種免許状配分 【特別分】 ・配分割合 0.05%	趣 旨：幼稚園教諭の一種免許状の保有の促進を図るため一種免許状を取得している教員を配置している幼稚園に対する配分
	小規模幼稚園 [10 人未満] 分 ・配分割合 0.14%	趣 旨：小規模園に対する配分
	【一般補助・追加配分】 満3歳児配分 ・配分割合 6.07%	趣 旨：平成 25 年 1 月始業日時点の満 3 歳児数に予算単価を乗じた金額を配分
	教職員数割 ・配分割合 0.02%	趣 旨：上記①と同様
	県指定研修受講分 ・割合配分 0.21%	趣 旨：教員資質向上を目指し、県指定研修参加者の所属する幼稚園に対する配分（指定研修：保育テクニカル講座、保育セラー講座、パワーアップセミナー）

	<p>教職 10 年経験者研修受講分 ・配分割合 0.05%</p> <p>財務状況改善支援分 【特別分】 ・配分割合 0.01%</p>	<p>趣 旨：教員資質向上を目指し、教職 10 年経験者研修参加者の所属する幼稚園に対する配分</p> <p>趣 旨：財務状況の厳しい幼稚園が経営の効率化や学校規模の適正化など経営改善に向けた計画を作成し実行する場合に配分</p> <p>※総額：5,691,115,000 5月1日現在園児数(満3歳児を除く)29,948人+1月始業日現在満3歳児数1,935人=31,883人 31,883×178,500=5,691,115,000</p>
--	---	--

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社)全埼玉私立幼稚園連合会	【一般補助・基礎配分】 園児数割	趣旨：各幼稚園の園児数に応じた配分を行なうことにより、一定の教育水準の確保を図る。なお、定員を超過する園児を収容する幼稚園員に対しては、是正を促す。 配分方法：46,000×補助対象園児数 【補助対象園児数の算定方法】 ①園児数が定員内である幼稚園 → 定員内実員 ②園児数が定員を超過している幼稚園 → 定員－定員超過園児数
	園割	趣旨：各幼稚園に定額を配分することにより、基礎的活動の充実を図るとともに、園内外で行なう教育活動等の振興を促す。 配分方法：4,500,000/園
	常勤教員割	趣旨：経費に大きなウエイトを占める教員人件費に対し補助することにより、経営の健全性を確保する。 配分方法：1,300,000×標準教員数内（実教員数） ※標準教員数の算定方法 ・実学級数＋加算数（2または3）－定員超過園児数/35 1) 加算数は、定員が240人以下の園は2。240人を超える園は3とする。 2) 当該学校法人から基準額（9,986,000/年）以上の給与を得る者がいる場合は、その人数を教員数から減じる。
	常勤職員割	趣旨：常勤職員を配置する園に対し補助することにより、事務処理体制の適正化を図る。 配分方法：800,000×標準職員数内（実職員数） ※標準教員数内の算定方法 1) 標準職員数は、2人とする。 2) 当該学校法人から基準額（9,105,000/年）以上の給与を得る者がいる場合は、その人数を職員数から減じる
	満3歳児数割	趣旨：満3歳児の受け入れを行なう幼稚園に対し、受け入れ園児数に応じた配分を行なう。 配分方法：86,000×満3歳児数 → 当該年度、1月始業日現在の在園児数とする。
	【一般補助・政策誘導配分】 3歳児保育促進配分	趣旨：人件費負担の大きい3歳保育を実施している園に対し、教員の配置基準に応じた補助を行なうことにより、3歳児保育の充実を図る。 配分方法：3歳児クラス編成別単価×各クラスの対象教員数 【単価と対象教員数の算定方法】

	<p>ティーム保育促進配分</p> <p>園児納付金抑制配分</p> <p>1種免許状保有促進分</p> <p>小規模園配分加算</p>	<p>①クラス編成 (20人以下) 単価 (850,000) 対象教員数 (配置する教員数・2人を上限) ②クラス編成・補助教員有 (21人以上35人以下) 単価 (680,000) 対象教員数 (配置する教員数・2人を上限) ③クラス編成・補助教員無 対象外</p> <p>趣 旨：4・5歳児クラスにおいて補助教員を配置している園に対し、教員の配置状況を行なうことによりティーム保育の充実を図る。 配分方法：630,000×各クラスの対象補助教員数 【対象補助教員の算定方法】</p> <table border="1" data-bbox="981 368 1904 518"> <tr> <td>クラス編成</td> <td>35人以下 補助教員あり</td> <td>35人以上 補助教員なし</td> </tr> <tr> <td>対象教員数</td> <td>配置されている補助教員数 (1クラス1人を上限)</td> <td>対象外</td> </tr> </table> <p>趣 旨：園児納付金の水準に応じた傾斜配分を行なうことにより、納付金の上昇を抑制し保護者負担の軽減を図る。 配分方法：園児納付金別単価×定員内実員 ※240人を上限とする</p> <table border="1" data-bbox="981 678 2004 949"> <thead> <tr> <th></th> <th>園児納付金/年額</th> <th>園平均給与/月額</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>311,973以下</td> <td>①県平均以上 ②県平均未満</td> <td>①60,000 ②50,000</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>311,974～348,675</td> <td>①県平均以上 ②県平均未満</td> <td>①45,000 ②35,000</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>348,676～367,027</td> <td></td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>367,027以上</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>趣 旨：人件費負担の大きい1種免許状保有教員を配置している幼稚園に対し補助を行なうことにより、人材の確保及び教育の充実を図る。 配分方法：120,000×1種免許状保有教員数 → 保有教員数に応じて配分する。</p> <p>趣 旨：規模の小さい幼稚園に加算することにより教育環境の充実を図る。 配分方法：小規模配分対象園 1,000,000 ・実員が150人以下の幼稚園を対象とする。但し、以下の事項に該当する幼稚園は除外 1) 配分調整に該当する幼稚園 2) 定員充足率が25.5%に満たない幼稚園 3) 当該学校法人から基準額(年間 9,986,000)以上の収入を得る教職員がいる幼稚園</p>	クラス編成	35人以下 補助教員あり	35人以上 補助教員なし	対象教員数	配置されている補助教員数 (1クラス1人を上限)	対象外		園児納付金/年額	園平均給与/月額	単価	A	311,973以下	①県平均以上 ②県平均未満	①60,000 ②50,000	B	311,974～348,675	①県平均以上 ②県平均未満	①45,000 ②35,000	C	348,676～367,027		15,000	D	367,027以上		0
クラス編成	35人以下 補助教員あり	35人以上 補助教員なし																										
対象教員数	配置されている補助教員数 (1クラス1人を上限)	対象外																										
	園児納付金/年額	園平均給与/月額	単価																									
A	311,973以下	①県平均以上 ②県平均未満	①60,000 ②50,000																									
B	311,974～348,675	①県平均以上 ②県平均未満	①45,000 ②35,000																									
C	348,676～367,027		15,000																									
D	367,027以上		0																									

安全管理対策加算

趣 旨：安全管理対策に要する経費を負担している幼稚園に加算を行なうことにより、安全で良質な教育環境の充実を図る。
 配分方法：安全管理対策に係る補助対象経費ごとに、次の金額を加算する。

	補助対象経費	加算額
A	100,000～200,000 未満	50,000
B	200,000～500,000 未満	100,000
C	500,000～1,000,000 未満	250,000
D	1,000,000 以上	500,000

定員超過調整

趣 旨：定員超過している場合は、減算する。
 配分方法：以下が、減算表

定員超過率の状況	減算
110%～120%	基礎配分 合計額×7.5%
120%超～130%	基礎配分 合計額×10.0%
130%超～140%	基礎配分 合計額×13.0%
140%超～150%	基礎配分 合計額×16.0%
150%超～	基礎配分 合計額×20.0%

高額給与調整

趣 旨：当該学校法人から基準額（12,535,674）以上の給与を得る教職員のいる幼稚園については、基準額と対象教職員給与年額との差額を減算する。
 配分方法：減額＝対象教職員給与（年額）－基準額

納付金値上調整

趣 旨：当該年度に園児納付金の値上げを実施した園で、値上げ後の園児納付金の額が430,000を超える場合、値上げ額に教員を乗じた額の1/2を減算する。
 配分方法：減額＝園児納付金 値上げ額×実員×1/2

余剰金保有調整

趣 旨：幼稚園を保有する学校法人（知事所管法人に限る）の当該年度末の貸借対照表における「翌年度繰越消費収入超過額」が、3億円以上の幼稚園に対し、減算する。
 配分方法：減額＝基礎配分 合計額×余剰金額別 減算率

余剰金の状況	減算
300,000,000 以上 800,000,000 未満	基礎配分 合計額×1.2%
800,000,000 以上 1,500,000,000 未満	基礎配分 合計額×2.5%
1,500,000,000 以上	基礎配分 合計額×3.7%

【特別補助】
預かり保育推進事業

趣 旨：家庭や社会の保育に対する要望に対応し、子育てを支援する。
配分方法：預かり保育の実施規模に応じて算定する。

保育規模（通常） 教職員数	通常分補助額	園長分実施による 加算額	長期休業日実施に よる加算額	休業日実施 による加算額
1人	500,000	80,000×時間数	+160,000	+150,000
2人	700,000	140,000×時間数	+280,000	+240,000
3人	900,000	200,000×時間数	+400,000	+330,000

※担当教職員数は、1日平均の人数。

※通常分、延長分、長期休業日及び協業日の実施による加算は、担当教職員数の規模に応じて該当する区分の額とする。

※延長分（5h以上の時間）の実施による加算は、通常分の規模に応じて加算する。

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(一社)全千葉県私立幼稚園連合会	<p>【一般補助】</p> <p>園割 10% (均等割) ・配分割合 7.5%</p> <p>(個別要素割) ・配分割合 2.5%</p> <p>園児割 35%</p> <p>教職員割 45% (教職員数割合) ・配分割合 15%</p>	<p>※平成 23 年度の数值 (平成 24 年度は、県知事選があった為)</p> <p>配分方法：補助対象園に均等配分。 予算額 (1,066,741 千円) 2,647 千円/園 → 403 園</p> <p>配分方法：1) ティーム保育実践に配分する。※1 予算額 (281,100 千円) 2) 研修事業、各種行事協力園、新規採用教員研修等参加園に配分する。 予算額 (8,825 千円) 3) 初任給の額に応じて配分する。 予算額 (46,423 千円) 4) 安全対策実施園に配分する。 予算額 (19,300 千円) ※1 ティーム保育については、常時 3 歳児学級における複数教職員配置を対象。(35 人以上は、1 名減)</p> <p>配分方法：収容定員遵守割を基本とし、月の算式により配分する。12 月配分時は満 3 歳児を除く。満 3 歳児は、1 月時点かつ定員内人数分のみ対象とする。</p> <p>①単価×②対象人員 予算額 (4,978,310 千円) 61,306/人</p> $\text{①単価} = \frac{\text{園割予算額}}{\text{総定員内実員}} \quad \text{②対象人員} = \text{各園の定員内実員}$ <p>配分方法：①単価×②各園の補助対象教職員数 予算額 (2,133,554 千円) 487,337/人</p> $\text{①単価} = \frac{\text{教職員割予算額}}{\text{補助対象教職員総数}}$ <p>②補助対象教職員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本務教員：認可クラス又は実クラスのいずれか少ない数に本務園長分を加えた数が限度。 2) 事務職員：1 名を限度。 3) 教員加算：1) で対象除となった本務教員について、定員遵守園は 2 名を限度とし加算。 4) 3 歳児保育：認可を受けて 3 歳児保育を行っている場合、3) で対象除外となった教員又は本務教員補助職員がいる場合、1 名を限度として加算する。 5) 兼務園長減算：園長が兼務で本務教職員数が実クラス以下の場合、1 名を減算する。

(給与割)
・配分割合 30%

配分方法：①単価×②各園の補助対象教職員数×
 予算額 (4,267,124千円) 974,674/人
 ・本務教諭月額平均 → 190,870
 当年度当該園の本務教諭の月額本俸 (減給教諭は除く)
 当年度本務教諭の県内平均月額本俸
 (65歳以上除く：定年の引き上げに準じこの条件も引き上げる)

財務割 10%
(納付金割)
・配分割合 5%

配分方法：前年度の初年度年間納付額の県内平均額 (入園時、経常月) に対する、当年度の当該園に係る初年度年間納付額により傾斜配分する。

納付金割予算額 × $\frac{\text{①各園の配分係数}}{\text{各園の配分係数の総和}}$ × 予算額 (711千円) 各園の配分係数の総和 (8,050,668)

①配分係数 = $\frac{\text{前年度県内平均初年度年間納付額}}{\text{当年度当該園の初年度年間納付額}} \times 100 \times \text{定員内実員}$

(収支状況割)
・配分割合 5%

配分方法：規模別平均経常的経費に対する経常的収入の割合により傾斜配分する。

収支状況割予算額 × $\frac{\text{①各園の配分係数}}{\text{各園の配分係数の総和}}$ × 予算額 (711,182) 各園の配分係数の総和 (10,411,901)

①配分係数 = $\frac{\text{規模別平均経常的経費又は実経費}}{\text{経常的収入}} \times 100 \times \text{定員内実員}$

②経常的経費 = 教職員人件費 + 経費 (役員報酬、交際費、補助活動費、減価償却費を除く)

③経常的収入 = 学生生徒納付金 + 手数料 + 資産運用収入

○規模別平均経常的経費 (前年度決算)

前年度実員 (人)	規模別平均経常的経費 (円)
1~80	36,078,336
81~160	61,084,697
161~240	84,686,637
241~320	113,122,522
321~400	131,962,798
400以上	159,437,568

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社)新潟県私立幼稚園協会	【一般補助】 均等割 ・配分割合 5%	※平成 24 年度の補助額記載 配分方法：1 園当たり 1,067 千円を配分 (119,555 千円÷112 園=1,067 千円)
	教職員数割 ・配分割合 66.5%	配分方法：教職員の補助対象人数に応じて配分 予算額：1,590,076 千円 $1,590,076 \text{ 千円} \times \frac{\text{当該園の補助対象教職員数}}{\text{全園の補助対象教職員数合計}}$
	園児数割 ・配分割合 28.5%	配分方法：基礎園児数に応じて配分 予算額：681,461 千円 $681,461 \text{ 千円} \times \frac{\text{当該園の基礎園児数}}{\text{全園の基礎園児数合計}}$
	定員超過調整割 ○定員超過園への減額 ・配分割合 -0.11%	配分方法：減額対象 3 園の定員超過 110%超の実員×@▲46,946
	○定員遵守園への配分 ・配分割合 0.11%	配分方法：定員超過園への減額分を配分原資とし、定員遵守園に配分する。
	満 3 歳児分	配分方法：満 3 歳児受入園に対して、定員内実員に応じて配分
	【国庫補助】 1 種免許状保有促進分	配分方法： α 千円× $\frac{\text{当該園の 1 種免許状対象教職員数}}{\text{対象園の 1 種免許状対象教職員数合計}}$
	財務状況の改善の支援分	配分方法： α 千円× $\frac{\text{当該園の園児数合計}}{\text{対象園の園児数合計}}$
		※総合計：2,565,648 千円 + α

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
山梨県私立幼稚園連合会	<p>【一般補助】 均等割</p> <p>生徒数割</p> <p>学級数割</p> <p>教員数割</p> <p>調整割</p>	<p>配分方法：各校均等額を配分する。</p> <p>配分方法：定員内実員を基準に配分する。</p> <p>配分方法：学級数を基準に配分する。</p> <p>配分方法：専任教員数を基準に配分する。</p> <p>配分方法：①収容園児数減少調整 → 定員内で園児収容を行った園で、前年度に比較して5%以上園児が減少している場合に減少園児数を勘案し配分。</p> <p>②教材・教具等整備調整 → 1園当たり500千円を限度として配分。</p> <p>③定員を超える園児収容調整（減額調整） → 基準に基づき減額調整を行う。</p> <p>④3歳児就園促進調整 → 3歳児就園の園児数に応じて、配分。</p> <p>⑤教員の資質向上促進調整 → 教員の資質向上のため、次に該当する研修等への派遣などを行った場合に配分。</p> <p>⑥心身障害児就園調整 → 心身障害児（山梨県私立幼稚園障害児就園事業補助対象外）の就園を推進し、障害児教育の充実を図る場合に配分。</p> <p>⑦きめ細かな学習指導推進調整 → 幼稚園全体の協力体制を高め、きめ細かい幼児教育を行うため、複数の教員が協同して保育にあたるティーム保育を実施している場合に配分。ただし、実施対象園児数は定員内実員を上限とする。</p> <p>※ ティーム保育の具体例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 数名の教員が2学級以上の指導に当たる方法 2) グループ単位での教育 3) 複数教員が学級の担任となる。等 <p>⑧学校の安全対策推進調整 → 生徒の安全確保及び学校の安全管理の促進のため、学校における設備等の安全対策を行った場合に配分。ただし、補助対象となる経費は1,000千円を上限。</p>

	<p>※ 安全対策例</p> <p>ア 敷地内への侵入対策設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯監視システム、インターホン等整備 ・出入口の立て札、看板の設置 等 <p>イ 安全確保設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報ブザー、防犯ベル等の購入 ・防犯用具の整備 等 <p>ウ 建物内への侵入対策設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎出入口の施錠等の補修 ・窓ガラス等の防犯性能の向上整備 等 <p>エ 通報システムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報機器（校内緊急通報システム、警察や警備会社との連絡システム等）の整備 等 <p>【一般補助・特別分】</p> <p>伝統、文化等に関する教育の推進</p> <p>食育の推進</p> <p>環境教育の推進</p> <p>保育体験の推進</p> <p>自然体験活動や集団宿泊体験</p> <p>奉仕体験活動 預かり保育推進事業</p>	<p>配分内容：1) 舞台芸術鑑賞や文化芸術活動への参加 2) 伝統文化に関する活動の体験・習得 ※伝統芸能鑑賞、狂言・人形浄瑠璃鑑賞会、陶芸実習、伝統文化に対する体験学習、地域の伝統文化の体験、三味線実習、芸術鑑賞、和太鼓実習、茶道体験 等</p> <p>配分内容：栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 ※食に関する講演会、栄養教諭による食育授業、栄養教諭による講義や郷土料理の調理実習、郷土料理を積極的に取り入れるなど、食育の実施の目的とする学校給食の実施</p> <p>配分内容：1) 地域や企業との連携による環境教育・学習 2) 実践的な環境教育の充実・展開 等 ※地元駅周辺の清掃奉仕、ペットボトルのキャップ回収、太陽光発電装置等を活用した環境教育の実施等、環境に配慮した事業の実施（グリーンカーテン、エコキャップ運動）緑のカーテンの設置など</p> <p>配分方法：幼稚園や保育所等における高校生の子育て体験学習を積極的に推進している私立の高等学校、若しくは子育て体験学習を行う高校生や中学生を積極的に受け入れている幼稚園であること。</p> <p>配分方法：自然体経験活動や集団宿泊体験活動を行っている学校であること</p> <p>配分方法：奉仕体験活動を行っている学校であること 趣 旨：幼稚園の教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施する幼稚園であること。</p>
--	--	---

	<p>休業日預かり保育推進事業</p>	<p>配分方法： <ul style="list-style-type: none"> ・ 預かり保育を1日2時間以上継続的に実施している幼稚園に限る ・ 1日平均の預かり保育担当教員数とは、4,5,6,7,9,10,11月のそれぞれの月における1日当たりの預かり保育担当教員数を算出、合計しそれを7で除した数とする。 ・ 1日平均の預かり保育対象園児数とは、4,5,6,7,9,10,11月のそれぞれの月における1日当たりの預かり保育対象園児数を算出、合計しそれを7で除した数とする ・ 各区分における担当教員数と対象園児数の両方の要件を満たしていることを条件とし、どちらか一方がその要件を満たさない場合には、低い要件の該当する区分の額とする。 </p> <p>趣 旨：幼稚園の休業日において園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施する幼稚園であること。</p> <p>配分方法：1) 長期休業日預かり保育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月の休業日において1日4時間以上継続的に実施し、かつ10日以上預かり保育を実施している幼稚園に限る。 ・ 1日平均の預かり保育担当教員数とは、8月の休業日預かり保育を実施した1日当たりの預かり保育担当教員数を算出したものとする。 ・ 1日平均の預かり保育対象園児数とは、8月の休業日預かり保育を実施した1日当たりの預かり保育対象園児数を算出したものとする。 ・ 各区分における担当教員数と対象園児数の両方の要件を満たしていることを条件とし、どちらか一方がその要件を満たさない場合には、低い要件の該当する区分の額とする。 2) 休業日預かり保育 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預かり保育を休業日において1日4時間以上継続的に実施し、かつ19日以上休業日預かり保育を実施している幼稚園に限る。 ・ 1日平均の預かり保育担当教員数とは、4,5,6,7,9,10,11月のそれぞれの月における休業日預かり保育を実施した1日当たりの預かり保育担当教員数を算出、合計しそれを7で除した数とする。 ・ 1日平均の預かり保育対象園児数とは、4,5,6,7,9,10,11月のそれぞれの月における休業日預かり保育を実施した1日当たりの預かり保育対象園児数を算出、合計しそれを7で除した数とする。 ・ 各区分における担当教員数と対象園児数の両方の要件を満たしていることを条件とし、どちらか一方がその要件を満たさない場合には、低い要件の該当する区分の額とする。 </p>
	<p>幼稚園の子育て支援活動の推進</p>	<p>趣 旨：施設又は教育機能を広く地域に解放することを積極的に推進する幼稚園であること。</p> <p>配分方法：1) 広く地域の子どもたちを対象に遊びの場や機会を提供し、援助する事業 2) 幼児教育に関する各種講座の開催 3) 保護者に対する教育相談事業 等</p>

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法																				
東京都私立幼稚園連合会	<p>【一般補助】 園割</p> <p>クラス割</p> <p>教職員割</p> <p>園児割</p> <p>【特別補助】 地域教育事業補助</p> <p>授業料減免制度促進補助</p> <p>授業料減免補助</p> <p>3歳児就園促進補助</p> <p>預かり保育事業補助</p> <p>ティーム保育促進補助</p>	<p>平成24年度経常費補助金単価表 配分額：3,371,000/園</p> <p>配分額：199,500/クラス</p> <p>配分額：1,836,400/本務職員</p> <p>配分額：16,000/人</p> <p>配分額：400,000/園</p> <p>配分額：300,000/園</p> <p>配分額：家計急変 → 前年度の減免額（又は支給額）×4/5</p> <p>配分額：3,000/人</p> <p>配分額：単価表</p> <table border="1" data-bbox="965 922 1447 1074"> <thead> <tr> <th>平均預かり園児数</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14人以下</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>15人以上 29人以下</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>30人以上</td> <td>1,200,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>配分額：単価表</p> <table border="1" data-bbox="965 1182 1447 1410"> <thead> <tr> <th>規模（定員内実員）</th> <th>補助単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100人未満</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>100人以上 200人未満</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>200人以上 300人未満</td> <td>420,000</td> </tr> <tr> <td>300人以上 400人未満</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td>400人以上</td> <td>770,000</td> </tr> </tbody> </table>	平均預かり園児数	補助単価	14人以下	800,000	15人以上 29人以下	1,000,000	30人以上	1,200,000	規模（定員内実員）	補助単価	100人未満	130,000	100人以上 200人未満	250,000	200人以上 300人未満	420,000	300人以上 400人未満	600,000	400人以上	770,000
平均預かり園児数	補助単価																					
14人以下	800,000																					
15人以上 29人以下	1,000,000																					
30人以上	1,200,000																					
規模（定員内実員）	補助単価																					
100人未満	130,000																					
100人以上 200人未満	250,000																					
200人以上 300人未満	420,000																					
300人以上 400人未満	600,000																					
400人以上	770,000																					

	安全対応能力向上の取組	配分額：200,000/園
	事故対応能力向上の取組	配分額：100,000/園
	保育体験の受入れ補助	配分額：120,000/園

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
福井県私立幼稚園協会	【一般補助】 園児数割	<p>趣 旨：園児数とは、当該年度の5月1日現在に在学している園児（ただし、当該年度の5月2日以降に満3歳に達する園児は除く。）の数に、当該年度の1月始業日に在学している園児のうち、5月1日から1月始業日に満3歳に達した園児を加えた数とする。定員超過の場合は、収容定員に、収容定員／実員を乗じた数とする。（少数点第1位を切り捨て）</p> <p>配分方法： $\text{県補助金の配分総額} \times 30\% \times \frac{\text{各園の園児数}}{\text{各園の園児数の合計}}$ </p>
	学級数割	<p>趣 旨：学級数は、5月1日現在の実学級数とする。なお、当該年度の1月における始業日までに満3歳児の学級を設置する場合は実学級数に含む。</p> <p>配分方法： $\text{県補助金の配分総額} \times 15\% \times \frac{\text{各園の学級数}}{\text{各園の学級数の合計}}$ </p>
	教員給与割	<p>趣 旨：配分の対象となる教員（以下「配分基準教員」という。）は、園長、教頭（副園長）、教諭（助教諭、養護教諭、養護助教諭を含む。）、講師、教育補助員（預かり保育担当者、通園バス添乗員等）とし、当該幼稚園の教員として発令または雇用契約されている者とする。配分の対象となる給与（以下「配分基準給与」という。）は、配分基準教員の当該年度4月から12月までの本俸、期末手当等諸手当の給与費（退職金、役員報酬は除く。）の合計額とする。ただし、配分基準教員の給与費が日本私立学校振興・共済事業団の定める長期標準給与および長期標準賞与の上限額を超える場合は、当該金額を上限とする。</p> <p>配分方法： $\text{県補助金の配分総額} \times 55\% \times \frac{\text{各園の教員給与支給額}}{\text{各園の教員給与支給額の合計}}$ </p>
	園児納付金調整	<p>配分方法：各園の園児数割、学級数割、教員給与割の合計額 × 納付金状況による調整係数</p>
	財務状況調整	<p>配分方法：各園の園児数割、学級数割、教員給与割の合計額 × 財務状況による調整係数 ※ただし、新設の幼稚園（設置者を学校法人に変更した幼稚園を含む。）については、設置（変更）年度から3年間は調整を行わない。</p>
	最終調整	<p>配分方法：通常分の配分総額と、算出した各園の配分額の合計額（以下「調整後配分額」という。）の差額分を各園の調整前配分額に応じて配分する。</p>

	<p>一種免許状保有促進加算分</p> <p>教育改革推進事業</p> <p>県推進事業</p> <p>その他の幼稚園</p>	<p>配分方法： $\text{一種免許状保有促進加算の配分総額} \times \frac{\text{各園の一種免許状保有教員数}}{\text{実施園の一種免許状保有教員数の合計}}$</p> <p>趣 旨：①伝統・文化等に関する教育の推進 ②食育の推進 ③環境教育の推進 ④キャリア教育等の推進 ⑤体験活動の推進 ⑥教育相談体制の整備 ⑦子どもに向き合う環境の整備 ⑧教育の国際化</p> <p>配分方法：1)園児数割（配分率50%）各事業を実施した園の園児数に応じて配分 $\text{事業ごとの県補助金配分総額} \times 50\% \times \frac{\text{事業を実施した園の園児数}}{\text{事業を実施した園の園児数の合計}}$</p> <p>2)均等割（配分率50%）各事業を実施した園数に応じて配分 $\text{事業ごとの県補助金配分総額} \times 50\% \div \text{事業を実施した園数}$</p> <p>趣 旨：同一世帯から2人以上の園児が就園している場合で、2人目以降の園児の保育料を1/3以上減免する園に対して加算する。（(a)同時在園児保育料軽減加算）</p> <p>配分方法：園が減免した額の1/2以内。市町から就園奨励費を受ける園児については、就園奨励費を除いた保育料からさらに園が減免した額の1/2以内</p> <p>※補助基本額等の設定 ①保護者の負担すべき額（以下「保護者負担設定額」という。）は、5,600とする。 ②補助対象となる保育料減免額の上限（以下「減免上限額」という。）は、11,800とする。</p> <p>趣 旨：幼稚園教員の専門性や資質の向上を図るための研修に教員を派遣する園に対して、加算する。（(b)教員の能力開発および資質向上促進加算）</p> <p>配分方法：〔ア〕派遣教員延べ数に基づく配分 $\text{配分総額} \times \frac{\text{各園の派遣教員延べ数}}{\text{実施園の派遣教員延べ数の合計}} \times \frac{2}{3}$</p> <p>配分方法：20,000円 ×（5月1日現在の定員内実員園児数と1月始業日現在の定員内実員園児数のいずれか少ない数）</p>
--	---	--

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社) 長野県私立幼稚園協会	【一般補助】	
	園割	趣旨：配分額は、一般補助総額から教員の資質向上促進分、学校評価推進分及び小学校との連携促進分（以下、「優先的配分額」という。）を控除した額の5%相当額とする。園ごとの配分額は、配分総額を配分対象園の数で除した額とする。
	教員割	趣旨：配分額は、一般補助総額から優先的配分額を控除した額の4.7%相当額とする。園ごとの配分額は、次の積算値により按分した額とする。 配分方法：職種別教員数 × 職種別単価 × 定員の充足状況による係数
	園児割	趣旨：配分額は、一般補助総額から優先的配分額を控除した額の4.2%相当額とする。園ごとの配分額は、園児数の区分に応じた次の積算値により按分した額とする。 配分方法：①210人以下 定員内園児数×100 ②211人以上 $16,501 \times \ln(X) - 67,232$ \ln =対数関数
	園児納付金割	趣旨：配分額は、一般補助総額から優先的配分額を控除した額の5%相当額とする。園ごとの配分額は、次の積算値により按分した額とする。 配分方法：定員内園児数 × 園児納付金水準による係数
	園児急減に対する緩和措置額	趣旨：配分額は、一般補助総額から優先的配分額を控除した額の1%相当額とする。園ごとの配分額は、当該年度の定員内園児数が前年度の定員内園児数より減少した園に対して、減少率より按分した額とする。
	教員の資質向上促進分	趣旨：教員の資質向上を図った園への配分額は、次により算出した額とする。 配分方法：研修等への派遣人数 × 1人あたり配分額 ①ボランティア等の社会体験研修及び県外で開催される研修 1) 2泊3日以上 50,000 2) 2日 20,000 3) 10,000 ②県内で開催される研修（ボランティア等の社会体験研修を除く） 1) 2日以上 10,000 2) 設置者が負担する参加費の1/2以内とし、10,000を限度とする。ただし、開催通知等に明記されている参加費（資料代等）に限る。
	学校評価推進分	配分方法：①実施方法について指針、マニュアル等の規定を作成し、それに基づき自己評価を実施し積極的に公表した場合。 → 200,000 ②実施方法について指針、マニュアル等の規定を作成し、それに基づき学校関係者評価を実施し積極的に公表した場合。 → 100,000

小学校との連携促進分

趣 旨：①幼児と小学校の児童が、それぞれの園又は学校の行事への参加、行事の合同開催等により交流を行った事業（運動会への旗拾いの参加、主に卒園生を対象とする行事及び同じ学園内での行事は除く。）
 ②当該幼稚園の教職員と小学校の教職員が、それぞれの園又は学校の保育・授業参観への参加、幼小合同研修等により交流を行った事業
 ③小学校との円滑な接続のために、教育課程の編成に当たり、小学校と意見交換をするなどの連携を行った事業
 ※1 事業実施 → 75,000 2 事業以上実施した場合 → 150,000

教育の質の向上を図る
学校支援経費

趣 旨：教育振興基本計画及び学習指導要領（教育要領）に基づき、教育の推進に積極的に取り組んでいる園。
 補助単価：300,000

預かり保育推進事業分

趣 旨：幼稚園の教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施する園。
 補助単価：1,200,000～3,400,000
 加算単価表

1 日平均の 預かり保育 担当者	1 園当たりの補助単価			
		1 日平均預かり保育時間が5時間以上6時間未満	1 日平均預かり保育時間が6時間以上7時間未満	1 日平均預かり保育時間が7時間以上
		200,000	400,000	600,000
2 人	500,000	800,000	1,100,000	1,400,000
3 人	1,000,000	1,400,000	18,000,00	2,200,000

休業日預かり保育推進
事業分

趣 旨：幼稚園の休業日において園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育を継続的に実施する園。
 補助単価：160,000～660,000
 基礎単価：基礎単価表（長期休業日及び休業日において次の要件を満たす場合は、基礎単価を配分）

基礎単価	長期休業日	長期休業日のうち10日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園	160,000
	休業日	休業日のうち19日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園	300,000

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(一社) 岐阜県私立幼稚園連合会		<p>※岐阜県方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園（非加盟園含む）の係った経費相当額を傾斜配分している。補助対象経費の総額を積み上げ、県全体の事業費と自園ごとの事業費の按分となっている。

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法																																				
静岡県私立幼稚園協会	<p>【一般補助・基本配分】 ・配分割合 90% 基礎配分</p> <p>単価上限減額</p> <p>激減緩和加算</p> <p>定員超過</p>	<p>平成 24 年度の経常費配分</p> <p>趣 旨：各園に対する基礎配分額の計算は、予算額から特別配分額を除いた額を次表の配分要素ごとに割合で分割し、それぞれ各園の要素配分額を算定し、合算した額をもって基礎配分額とする。</p> <p>配分方法：配分表 1</p> <table border="1" data-bbox="947 411 2011 639"> <thead> <tr> <th>配分要素</th> <th>割合</th> <th>配分方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与費割</td> <td>30%</td> <td>基礎予算額×30%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計</td> </tr> <tr> <td>納付金割</td> <td>30%</td> <td>基礎予算額×30%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計</td> </tr> <tr> <td>学級数割</td> <td>20%</td> <td>基礎予算額×20%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計</td> </tr> <tr> <td>園児数割</td> <td>20%</td> <td>基礎予算額×20%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>趣 旨：基礎配分額の園児 1 人当たりの金額が、次表の園児実員による区分に応じ定める上限単価を超える場合は、当該上限単価になるように基礎配分額を減額する。</p> <p>配分方法：配分表 2</p> <table border="1" data-bbox="947 794 1624 1023"> <thead> <tr> <th>園児実員</th> <th>上限単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35 人以下</td> <td>183,442×2.5=458,605</td> </tr> <tr> <td>36 人以上 70 人以下</td> <td>183,442×2.3=421,916</td> </tr> <tr> <td>71 人以上 105 人以下</td> <td>183,442×2.1=385,228</td> </tr> <tr> <td>106 人以上 140 人以下</td> <td>183,442×1.9=348,539</td> </tr> <tr> <td>141 人以上</td> <td>183,442×1.7=311,851</td> </tr> </tbody> </table> <p>※減額となる額＝単価上限額（上限単価×実員）－基礎配分額</p> <p>趣 旨：基礎配分額から単価上限額を除いた額が前年度の 90%未滿の場合は、前年度の 90%まで保障し、差額を加算する。</p> <p>趣 旨：定員が園則定員を超えている場合は、減額する。</p> <p>配分方法：定員超過減額表</p> <table border="1" data-bbox="947 1297 2152 1482"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>計算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園則定員に対して、在園する園児の超過数がどちらか低い方の値を超過する場合</td> <td rowspan="3">{(基本配分額+満3歳児を除く特別配分額)/実員}×{実員-(園則定員+園則定員の10%又は15人)}</td> </tr> <tr> <td>①園則定員の10%</td> </tr> <tr> <td>②15人</td> </tr> </tbody> </table>	配分要素	割合	配分方法	給与費割	30%	基礎予算額×30%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計	納付金割	30%	基礎予算額×30%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計	学級数割	20%	基礎予算額×20%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計	園児数割	20%	基礎予算額×20%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計	計	100%		園児実員	上限単価	35 人以下	183,442×2.5=458,605	36 人以上 70 人以下	183,442×2.3=421,916	71 人以上 105 人以下	183,442×2.1=385,228	106 人以上 140 人以下	183,442×1.9=348,539	141 人以上	183,442×1.7=311,851	区 分	計算方法	園則定員に対して、在園する園児の超過数がどちらか低い方の値を超過する場合	{(基本配分額+満3歳児を除く特別配分額)/実員}×{実員-(園則定員+園則定員の10%又は15人)}	①園則定員の10%	②15人
配分要素	割合	配分方法																																				
給与費割	30%	基礎予算額×30%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計																																				
納付金割	30%	基礎予算額×30%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計																																				
学級数割	20%	基礎予算額×20%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計																																				
園児数割	20%	基礎予算額×20%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計																																				
計	100%																																					
園児実員	上限単価																																					
35 人以下	183,442×2.5=458,605																																					
36 人以上 70 人以下	183,442×2.3=421,916																																					
71 人以上 105 人以下	183,442×2.1=385,228																																					
106 人以上 140 人以下	183,442×1.9=348,539																																					
141 人以上	183,442×1.7=311,851																																					
区 分	計算方法																																					
園則定員に対して、在園する園児の超過数がどちらか低い方の値を超過する場合	{(基本配分額+満3歳児を除く特別配分額)/実員}×{実員-(園則定員+園則定員の10%又は15人)}																																					
①園則定員の10%																																						
②15人																																						

<p>親族高額給与</p> <p>運営不適正</p> <p>運営健全性</p> <p>【一般補助・特別配分】 ・配分割合 10%</p> <p>満3歳児配分</p> <p>チーム保育</p> <p>教員の資質向上</p>	<p>趣旨：親族関係者について、適正給与額（県の給与表と比較）を超過した分について減額する。</p> <p>趣旨：法人及び幼稚園の運営が不適正、又は必要な改善がされていない場合は、次表の区分により基本配分額を減額する。</p> <p>配分方法：運営不適正減額表</p> <table border="1" data-bbox="945 258 1668 485"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指摘事項がある園（法令又は寄付行為違反もしくは補助金処理不適切）</td> <td>基本額×1%×指摘事項の数（ただし、9%の減額を限度とする。）</td> </tr> <tr> <td>重大な問題がある園</td> <td>基本配分額×10%</td> </tr> <tr> <td>極めて重大な問題がある園</td> <td>基本配分額×20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>趣旨：次表の条件を全て満たしている健全な園に対して加算する。</p> <p>配分方法：運営健全配分表</p> <table border="1" data-bbox="945 593 2063 745"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①調整配分の減額対象とならない幼稚園（定員超過・親族高額給与・運営不適正）</td> <td rowspan="2">調整配分原資×当該園の基本配分額÷対象となる園の基本配分額合計</td> </tr> <tr> <td>②35人を超える学級のない幼稚園</td> </tr> </tbody> </table>	区分	計算式	指摘事項がある園（法令又は寄付行為違反もしくは補助金処理不適切）	基本額×1%×指摘事項の数（ただし、9%の減額を限度とする。）	重大な問題がある園	基本配分額×10%	極めて重大な問題がある園	基本配分額×20%	条件	計算式	①調整配分の減額対象とならない幼稚園（定員超過・親族高額給与・運営不適正）	調整配分原資×当該園の基本配分額÷対象となる園の基本配分額合計	②35人を超える学級のない幼稚園	<p>趣旨：5月2日以降、翌年1月最初の登園の満3歳児が在園し、定員を超過していない幼稚園に対し、各幼稚園における在園児の月数を基礎数として、原資を比例配分する。ただし、5月1日時点であって、それ以降に満3歳児が入園することによって定員超過となる場合、定員を超えた分についてはその割合に応じて基礎数を調整する。</p> <p>配分方法：①原資＝就園月数の全幼稚園合計×当該年度の園児1人当たりの予算単価×11月 ②配分額＝原資×個別幼稚園の基礎数/対象となる全幼稚園の基礎数合計</p> <p>趣旨：数名の教員が2学級以上の指導、グループ単位での指導や複数担任が学級担任となり指導していること。加算単価（3,000）に5月1日時点の実員を乗じた額を原資とし、各園の複数担任を配置する学級の状況により配分する。</p> <p>配分方法：①配分基礎数＝加配教諭数×（加配教諭数÷複数教諭の配置学級数） ②配分額＝原資×個別幼稚園の基礎数÷対象となる園の基礎数合計</p> <p>趣旨：教員の資質向上の促進を図るために研修等への派遣を行なっていること。（社）静岡県私立幼稚園振興協会が主催する研修のうち、指定項目を2つ以上受けている場合。</p> <p>配分方法：1人当たりの額＝加算単価（1,120）×対象となる全国の5/1時点の実員の合計÷対象園の本務教員数。 → 配分額＝研修参加人数×1当たりの額</p>
区分	計算式														
指摘事項がある園（法令又は寄付行為違反もしくは補助金処理不適切）	基本額×1%×指摘事項の数（ただし、9%の減額を限度とする。）														
重大な問題がある園	基本配分額×10%														
極めて重大な問題がある園	基本配分額×20%														
条件	計算式														
①調整配分の減額対象とならない幼稚園（定員超過・親族高額給与・運営不適正）	調整配分原資×当該園の基本配分額÷対象となる園の基本配分額合計														
②35人を超える学級のない幼稚園															

1 種免許状所有者配置

趣 旨：1 種免許状を有する者を配置し、園長等管理職が 1 種免許状を所有していること。
配分方法：300,000/園 ◎200,000/園（追加加算）

教職員資格取得支援

趣 旨：教職員が資格を取得するに当たり、教職員への支援を行っていること。教職員が資格等を取得するに当たり、教職員への以下の支援を行う私立幼稚園に対して配分する。（対象人数×配分単価）
配分方法：配分表

要件	配分対象事項
資格等の種類	①幼稚園教諭 1 種免許状又は 2 種免許状
	②保育士資格
幼稚園が行なう支援の種類	①資格取得に必要な養成学校の入学料又は授業料に対する補助
	②資格取得に必要な面接授業への出席に係る有給特別休暇の付与
その他の要件	①幼稚園において、在籍する教職員への資格取得に対する支援を明記した規定等が作成されていること。
	②配分年度の 12 月末現在で上記の事項を実施した事実があること。

○配分額 1 人当たり 100,000。ただし、幼稚園の支払済み額を上限とする。

心身障害児就園

概 要：①障害児が 1 名のみ在園する園であること。
②（社）静岡県私立幼稚園振興協会の障害児就園保育事業の補助対象であること。
・配分額＝62,500×就園月数（年間上限 750,000） ※千円未満切り捨て

30 人学級

概 要：①実員が 90 人を超えていること。
②全学級の園児数及び園則定員が 30 人以下であること
③配分額 2,000 千円

小規模園

概 要：①園児実員が 90 人以下であること。
ア 1 学級当たり 250 千円（定額）を配分する。
配分額＝実学級数×250 千円
イ アのうち園則定員についても 90 人以下である園については、1 学級当たり 250 千円（定額）を追加加算する。

保育料減免加算

趣 旨：保育料等の減免措置を行なっていること。また、振興協会の減免助成事業の補助対象であること。
配分方法：在園児の保護者が失業・倒産等により生活困窮となった年度についてのみ適用する。就園奨励費の対象者は、対象外とする。

	第 1 子	第 2 子	第 3 子
年額	212,400	249,800	286,500
月額	17,700	20,816	23,875

財務情報等の公開

趣 旨：以下の全ての項目を一般公開した場合に加算
配分方法：①財産目録 ②収支計算書 ③貸借対照表 ④事業報告書
※9月30日までに公開していること。

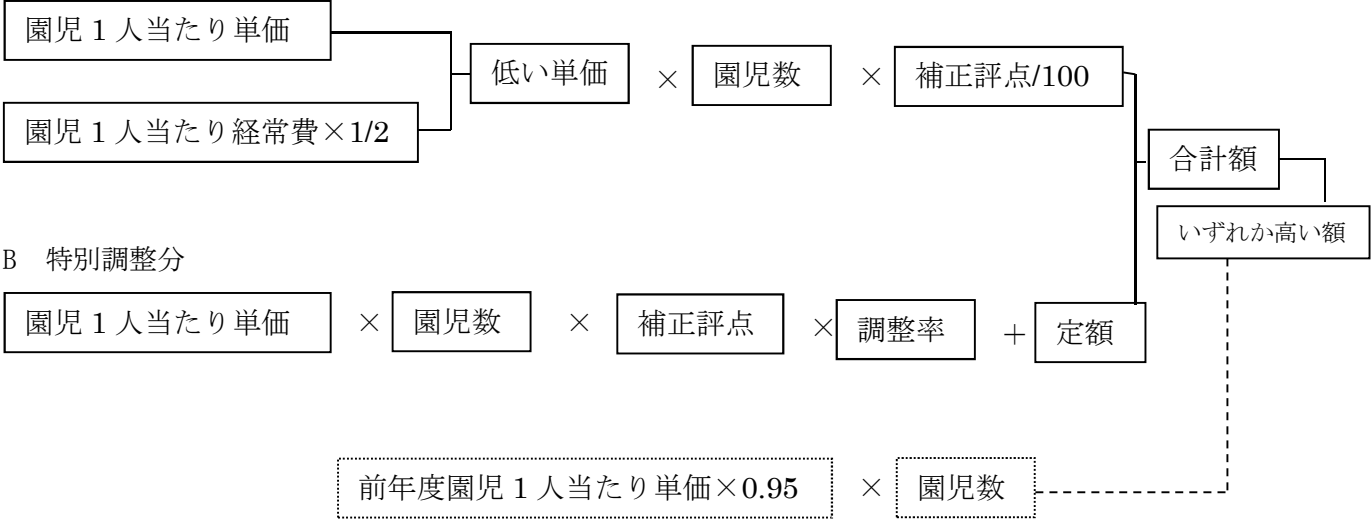


公開日による加算区分	加算額
	(法人単位)
ホームページ	600 千円
その他の方法 (学内掲示板、広報誌、地 域掲示板、地域回覧板)	100 千円

学校関係者評価

趣 旨：事前に自己評価を実施し、評価結果が取りまとめられていること。また、学校関係者評価委員による評価であること。

配分方法：学校関係者評価実施、結果を5月31日までに一般公開した場合。 → 1,275 千円/園

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社) 愛知県私立幼稚園連盟	【一般補助・学校法人】 事務費	概 要：法人当たり定額 ①公認会計士監査経費 ②授業料軽減等事務費
	経常費	概 要：以下の表となる A 通常分  B 特別調整分  (注) 幼稚園新設年度から3か年度の間は、激変緩和措置を適用しない
	預かり保育促進分	配分方法：補助単価×算定基礎単位
	満3歳児分	配分方法：以下の表となる  ※園児数は、1月始業日現在の満3歳児の実員とする。ただし、総定員から5月1日現在の3歳～5歳児までの実員を除いた数を上限とする。

子育て支援分	配分方法：補助単価×算定基礎単位																		
休業日預かり保育促進分	配分方法：補助単価×算定基礎単価																		
1種免許状保有促進分	配分方法：補助単価×1種免許状に係る教員数																		
【一般補助・非学法】 事務費	概要：法人当たり定額 ①公認会計士監査経費 ②授業料軽減等事務費																		
経常費	<p>概要：以下の表となる</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">園児1人当たり算定単価</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">園児数</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">+</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">幼稚園当たり定額</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">園児1人当たり経常費×1/2</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">×</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">園児数</td> <td colspan="3" style="text-align: right; padding: 5px;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">いずれか低い額</td> </tr> </table>	園児1人当たり算定単価	×	園児数	+	幼稚園当たり定額	↓	園児1人当たり経常費×1/2	×	園児数	↓								いずれか低い額
園児1人当たり算定単価	×	園児数	+	幼稚園当たり定額	↓														
園児1人当たり経常費×1/2	×	園児数	↓																
					いずれか低い額														
預かり保育促進分	概要：補助単価×算定基礎単位																		
満3歳児分	概要：定額																		
子育て支援分	<p>概要：補助単価×算定基礎単価</p> <p>※学校法人立幼稚園の一般補助金特別調整分における地域交流状況項目も含む</p>																		
休業日預かり保育推進分	概要：補助単価×算定基礎単価																		
1種免許状保有促進分	概要：補助単価×1種免許状に係る教員数																		
【傾斜配分】 傾斜配分	概要：配分上の傾斜（補正率）は、50%～100%とする。ただし、特別調整分、特色教育推進分、教育条件向上推進費補助金を除く																		
激変緩和措置	概要：園ごとの全年度園児1人当たり単価の95%を定員内実員により保障する。ただし、新設園については、新設年度から3か年度の間は適用しない。																		

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
<p>(社) 三重県私立幼稚園連合会</p>	<p>【一般補助】 園児数割 ・配分割合 40%</p>	<p>一般配分予定額A＝予算額－特別配分予定額の合計額B</p> <p>趣 旨：補助対象園児数とは、5月1日現在の園則定数内園児数と、満3歳児数に0.5を乗じた数の合計数（小数点以下切り上げ）をいう。ただし、5月1日現在の園児数と、満3歳児数の合計数（以下「基礎園児数」という）が園則定数を超えた場合、超過分は算定しないものとする。「満3歳児」とは、満3歳に達した日が5月1日以降である児童で、本年度の3学期始業日現在幼稚園に在園している園児とする。</p> <p>配分方法： $A \times 0.40 \times \frac{\text{当該園の補助対象園児数}}{\text{全園の補助対象園児総数}} = C$</p> <p>趣 旨：当該園の5月1日現在の実学級数の合計数とする。ただし、当該園の全園児数÷5月1日現在の実学級数=35を超えるのであれば、その学校の36人以上の学級は算定しない。「基礎園児数」が園則定数を超える場合は、次の算式によって得られた数とする。（少数点第2位以下切り捨て）</p> $\text{算出した学級数} \times \frac{\text{園則定員}}{\text{基礎園児数}}$ <p>配分方法： $A \times 0.20 \times \frac{\text{当該園の学級数}}{\text{全園の学級総数}} = D$</p> <p>趣 旨：教員数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条の2の数と第7条1項の小学校の規定を準用して算定した数の合計数とする。具体的には、当該法律に記載の「学級」の部分を読み替えて「実学級数」と読み替え、さらに算定後の数値を0.8倍するものとする。</p> <p>配分方法： $A \times 0.30 \times \frac{\text{当該園の標準教職員数}}{\text{全園の標準教職員数}} = E$</p>

○幼稚園設置基準第6条に規定する教職員表

	補助対象となる要件 (補助対象園児数)	算定する 教職員数
養護教諭・養護助教諭	特になし	0.5
事務職員	50名未満	0.5
	50～99名	1.0
	100～199名	1.5
	200名以上	2.0
用務員	50名未満	0.5
	50名以上	1.0

○スクールバスを実施している場合は、以下の職員を上記職員に加えるもの

	補助対象となる要件 (補助対象園児数)	算定する職員数
スクールバス運転手	100名未満	0.5
	100～199名	1.0
	200名以上	1.5

○給食を実施している場合は、以下の職員を上記職員に加えるものとする。

	補助対象となる要件 (給食業務に従事する職員)	算定する職員数
給食	管理栄養士	1.0
	調理員等	最大3.0

※給食業務に従事する職員には、直接雇用契約を取り交わしている職員のみならず、委託契約を結んでいる職員数も含め、従事している職員数とする。

趣 旨：5月1日現在で、私学共済に加入もしくは社会保険に加入している教職員数から(3)教職員数割にて算定された数を控除した数とする。なお、同一学校法人設置の園(学校)を2園(校)以上兼務している教職員については、受け持っている授業時間数で各学校別に按分計算を行い各園に割り振るものとする。授業を受け持っていない教職員は、園(学校)数で按分する(小数点第3位を四捨五入)。なお、私学共済もしくは社会保険に加入しているが、育児休業等により掛金免除を適用されている教職員数は除くものとする。

配分方法： 当該園の加配教職員数

$$A \times 0.05 \frac{\text{当該園の加配教職員数}}{\text{全園の加配教職員総数}} = F$$

※ただし、加配教職員1人当たりの加配単価の数値が1,000千円を超える場合は、1,000千円を上限とする。

1
 配分方法：： $A \times 0.05 \frac{1}{\text{全園数}}$

趣 旨：定員超過園等に対する減額調整措置及び減額分の再算定による配分

配分方法：超過率 調整率

105%以下	0%	
105%超～106%以下	2%	
106%超～108%以下	3%	
108%超～110%以下	4%	基礎園児数
110%超～115%以下	5%	超過率 = $\frac{\text{基礎園児数}}{\text{園則定数}}$
115%超～120%以下	7%	
120%超～125%以下	10%	
125%超～130%以下	15%	
130%超	20%	

趣 旨：幼稚園教諭の1種免許状保有促進を図るため、①～③のいずれかの要件を満たす幼稚園に対して、100万円を配分する。

- 配分方法：①1種免許状を取得している教員の配置
 ②1種免許状を取得するために必要とされる単位を修得するための大学等での学修（教育職員免許法別表第三備考第六号に規定する「文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座もしくは通信教育」の受講、「文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験」の受験を含む。）
 ③1種免許状を取得するために上記②の学修を行う教員に対する代替教員の配置その他の1種免許状の保有を促進する取組

趣 旨：教職員の資質向上促進のため、①～②に代表される資質向上のための事業に積極的に取り組んでいる幼稚園に対して、100万円を配分する。

- 配分方法：①授業研究の実施 ②公開授業の実施

趣 旨：経営の効率化や学校規模の適正化（園則定員の変更等）など経営改善に向けた計画を作成し、なおかつ経営の改善に向けた取組を実施している幼稚園に対して100万円を配分する。なお、補助対象要件として以下の①～③を満たす必要がある。

- 配分方法：①幼稚園が当該学校関係者でない第三者である専門家による評価を受けた経営改善に向けた取組を実施すること。
 ②帰属収支差額比率が0%以下。
 ③過去3年間、入学者数が募集定員を下回っている。

趣 旨：開かれた学校づくりを行い説明責任を果たすために、自己評価の結果をもとに学校関係者評価等に取り組んでいる幼稚園に対し、100万円を配分する。

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
滋賀県私立幼稚園協会	【一般補助】 園児数割	<p>趣 旨：園児数は当該年度5月1日現在の定員内実員とする。幼稚園については、当該年度の5月1日現在に在園している園児の数に、当該年度の1月における幼稚園の始業日に在園している、当該年度中に満3歳に達し当該年度の5月2日以降に入園した園児の数を加えた数を実員として算定した定員内実員を園児数とする。</p> <p>配分方法： $\text{園児数割総額} \times \frac{\text{当該園の園児数}}{\text{全幼稚園の園児数}}$</p>
	授業料で補正した園児数割	<p>趣 旨：学納金収入の大科目に区分されるすべての園児納付金を対象とする。入学一時金は、3・4歳の平均とし、保育料は3～5歳の平均とする。</p> <p>配分方法： $\text{授業料で補正した園児数} A = \text{当該園の園児数} \times \frac{\text{保育料平均額}}{\text{当該園の保育料額}}$</p>
	教員数割	<p>趣 旨：教員とは、校長・教頭・教諭・助教諭・養護教諭・養護助教諭、または講師として当該学校に常時勤務に服している者であって、当該学校設置者から主たる給与の支給を受けており、次条件に該当する者とする。</p> <p>①当該年度の5月1日現在、在職していること。 ②私立学校教職員共済制度その他の共済制度に加入していること。 ③当該攻守の教員免許を保持していること。（校長・教頭は除く。） 常勤講師は、0.5人換算とする。</p> <p>配分方法： $\text{教職員数割総額} \times \frac{\text{当該園の教員数}}{\text{全学校の教員数}}$</p>
	学校均等割	<p>配分方法： $\text{学校均等割り総額} \times \frac{1}{\text{学校数}}$</p>
	学級数割	<p>配分方法： $\text{学級数割総額} \times \frac{\text{当該園の学級数}}{\text{全学校の学級数}}$</p>

【特別加算分】
私学特色教育加算分

趣 旨：私学特色教育加算総額は、別に定める保留単価×当該学校校種別の総定員内実員により算出。
例) 淡海ふるさと教育配分 → 滋賀県の自然・文化資産を活かした体験学習により郷土を深め、
滋賀県らしさを身近に感じることができる教育活動

配分方法：

$$\text{当該校種の私学特色教育加算額総額} \times \frac{\text{当該校の合計点数}}{\text{当該校種の総合計点数}}$$

経営管理改善対策分①

趣 旨：財務状況改善支援配分（帰属収支差額比率）。
 ①帰属収支差額比率0%以下
 ②過去3年間入学者が募集定員を下回っている
 以上の要件を満たし、第三者による評価を受け、経営改善に向けた計画を実施している学校に対して配分を行なう。

配分方法：帰属収支差額比率 $X = (\text{帰属収入} - \text{消費支出}) / \text{帰属収入} \times 100$

校 種	帰属収支差額比率 (%)
幼稚園	▲10 < X ≤ ▲5
	▲5 < X ≤ 0

経営管理改善対策分②

趣 旨：経常経費節減配分（経常的経費比率変化率）
 配分方法：経常的経費比率 $X = (\text{人件費} + \text{教育研究費} + \text{管理経費}) / \text{帰属収入} \times 100$
 経常的経費率変化率 $X = \text{前年度の} X - \text{前々年度の} X$

校種	経常的経費率変化率 (%)
幼稚園	▲2.0 < X ≤ ▲1.0
	▲1.0 < X ≤

経営管理改善対策分③

趣 旨：園児等納付金還元度配分
 配分方法：園児納付金還元率 $Y = \text{前年度の} (\text{教育研究経費} + \text{教育研究用機器備品支出} + \text{図書支出}) / \text{前年度園児納付金収入} \times 100$

校種	前年度の納付金還元率 (%)
幼稚園	Y ≤ 75
	75 < Y ≤ 70
	70 < Y ≤ 65
	65 < Y ≤ 60
	60 < Y ≤ 55
	55 < Y

	<p>経営管理改善対策分④</p> <p>経営管理改善対策分⑤</p> <p>経営管理改善対策分⑥</p> <p>経営管理改善対策分⑥</p>	<p>概要：安全管理対策配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ①昭和 56 年以前に建設された園舎の耐震調査 ②昭和 56 年以前に建設されて園舎の耐震化工事 ③アスベスト建材除去・飛散防止工事 ④防犯設備整備（更新を除く） ⑤児童虐待防止体制の整備 ⑥防犯危機管理訓練の実施 ⑦防犯用品の整備 <p>概要：園の財務情報（財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等）</p> <p>概要：学校評価実施配分</p> <table border="1" data-bbox="981 608 1787 866"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>実施する学校評価の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼稚園</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①自己評価、学校関係者評価委員会による評価及び第 3 者評価の実施内容 ②自己評価の実施公表及び学校関係者評価委員会による評価を実施し結果を公表 ③自己評価の実施公表及び学校関係者評価委員会による評価の実施 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※自己評価＝各学校の教職員が行なう評価 評価委員会＝保護者、地域住民等の学校関係者等により構成された委員会 第 3 者評価＝学校と直接関係を有しない学識経験者等による客観的な評価</p> <p>概要：少人数教育等きめ細かな学習指導推進分。幼稚園教育要領に示された教育内容の改善に沿って、各園が実りある保育実践をしていくため、以下の例による少人数単位でのグループでの活動を展開した場合に配分。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①数名の教員が 2 学級以上の指導にあたる方法 ②園外保育などを学級を単位としてではなくグループごとに行なう方法 ③複数の教員が学級の担任となる方法等 <p>配分方法：配分額は、単価×当該園の定員内実員を上限とし、超過した場合は、学校ごとの補助対象教員数の比率按分により交付する。</p>	校種	実施する学校評価の内容	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ①自己評価、学校関係者評価委員会による評価及び第 3 者評価の実施内容 ②自己評価の実施公表及び学校関係者評価委員会による評価を実施し結果を公表 ③自己評価の実施公表及び学校関係者評価委員会による評価の実施
校種	実施する学校評価の内容					
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ①自己評価、学校関係者評価委員会による評価及び第 3 者評価の実施内容 ②自己評価の実施公表及び学校関係者評価委員会による評価を実施し結果を公表 ③自己評価の実施公表及び学校関係者評価委員会による評価の実施 					

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法																		
(社) 京都府私立幼稚園連盟	<p>【一般補助】 一般費運営費割</p>	<p>概要：①専任教諭数→各園に当該年度の5月1日現在、在職する者。ただし、長期休職者等のうち給与等が支給されていない者は除くものとする。週5以上勤務する教諭(園長を含む)、助教諭及び常勤講師</p> <p>②専任職員数→各学校に当該年度の5月1日現在、在職する者。ただし、長期休職者等のうち給与等が支給されていない者は除くものとする。</p> <p>1) 週5日勤務し、各学校事務に従事する者及び図書室職員(臨時的雇用者は除く。)</p> <p>2) 週5日勤務し、栄養士、寮母及び養護に従事する者、用務員、給食係員、警備員、スクールバス運転手等の職種に従事する正規の職員(臨時的雇用者は除く。)</p> <p>配分方法：算出方法は、以下の表となる。</p> <table border="1" data-bbox="958 667 2092 1481"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="958 667 2092 703">教職員数及び園児数を基礎に算出する額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="958 703 1693 740">教職員数</th> <th data-bbox="1693 703 2092 740">園児数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="958 740 1693 911"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>専任教員数 実員(5月1日現在)</p> <p>専任職員数</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>園児数 実員(5) 3~5歳児は5/1現在 満3歳児は1月始業日</p> </div> </div> </td> <td data-bbox="1693 740 2092 911"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 911 1693 1075"> <p>設置基準等による補正後数値</p> <p>専任教員数(1) (別表第1)</p> <p>専任職員数(2)</p> </td> <td data-bbox="1693 911 2092 1075" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1075 1693 1240"> <p>基準単価</p> <p>専任教員(3) (別表第3)</p> <p>専任職員(4)</p> </td> <td data-bbox="1693 1075 2092 1240"> <p>基準単価</p> <p>園児経費(6) (別表第2・3)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1240 1693 1369"> <p>教職員数による算出額 (7) + (8) = (9)</p> <p>専任教員 (1) × (3) = (7)</p> <p>専任職員 (2) × (4) = (8)</p> </td> <td data-bbox="1693 1240 2092 1369"> <p>生徒数による算出額</p> <p>(5) × (6) = (10)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="958 1369 2092 1406"> <p>基礎配分額 (9) + (10) = (11)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="958 1406 2092 1442"> <p>3歳児加算(別表第4) (12)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="958 1442 2092 1481"> <p>府内園児加算(別表第5) (13)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	教職員数及び園児数を基礎に算出する額		教職員数	園児数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>専任教員数 実員(5月1日現在)</p> <p>専任職員数</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>園児数 実員(5) 3~5歳児は5/1現在 満3歳児は1月始業日</p> </div> </div>		<p>設置基準等による補正後数値</p> <p>専任教員数(1) (別表第1)</p> <p>専任職員数(2)</p>	/	<p>基準単価</p> <p>専任教員(3) (別表第3)</p> <p>専任職員(4)</p>	<p>基準単価</p> <p>園児経費(6) (別表第2・3)</p>	<p>教職員数による算出額 (7) + (8) = (9)</p> <p>専任教員 (1) × (3) = (7)</p> <p>専任職員 (2) × (4) = (8)</p>	<p>生徒数による算出額</p> <p>(5) × (6) = (10)</p>	<p>基礎配分額 (9) + (10) = (11)</p>		<p>3歳児加算(別表第4) (12)</p>		<p>府内園児加算(別表第5) (13)</p>	
教職員数及び園児数を基礎に算出する額																				
教職員数	園児数																			
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>専任教員数 実員(5月1日現在)</p> <p>専任職員数</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>園児数 実員(5) 3~5歳児は5/1現在 満3歳児は1月始業日</p> </div> </div>																				
<p>設置基準等による補正後数値</p> <p>専任教員数(1) (別表第1)</p> <p>専任職員数(2)</p>	/																			
<p>基準単価</p> <p>専任教員(3) (別表第3)</p> <p>専任職員(4)</p>	<p>基準単価</p> <p>園児経費(6) (別表第2・3)</p>																			
<p>教職員数による算出額 (7) + (8) = (9)</p> <p>専任教員 (1) × (3) = (7)</p> <p>専任職員 (2) × (4) = (8)</p>	<p>生徒数による算出額</p> <p>(5) × (6) = (10)</p>																			
<p>基礎配分額 (9) + (10) = (11)</p>																				
<p>3歳児加算(別表第4) (12)</p>																				
<p>府内園児加算(別表第5) (13)</p>																				

各種補正	学校納付金に関する補正〈10段階〉 (別表第6) (14)
	定員管理に関する補正〈6段階〉 (別表第7) (15)
	小規模園に関する補正〈5段階〉 (別表第8) (16)
	最終補正係数 (14) × (15) × (16) (最低0.6) (17)
算出額 (11) × (17) = (18)	
配分額 (18) × 調整率 + (12) + (13)	

別表第1 設置基準等による補正後数値

幼稚園

		算定方法			
専任教員数	専任教諭等数	下表のとおり。ただし、実員がこれを下回る場合は実員とする。			
		学級数	専任教諭等数		
		10学級未満	幼稚園設置基準人員+1		
		10学級以上	幼稚園設置基準人員+2		
	養護教諭数 養護助教諭数	実人員			
専任職員数	下表のとおり。ただし、実人員がこれを下回る場合は実人とする。				
	園児数	人員	園児数	人員	
	~100	1人	201~400	3人	
	101~200	2人	401~	4人	

別表第2 補正後数値

幼稚園

	算定方法
満3歳児数	実人員×7.5/12 年間を通じて入園があるため、平均在籍月数を乗じた人数を対象とする。

別表第3 基準単価

幼稚園

(単位：千円)

区分		基準単価	積算根拠
教職員	専任教員	4,015	私立幼稚園実態額
	専任職員	3,767	私立幼稚園実態額
園児	園児経費	60	高等学校単価×(幼稚園交付税単位費用/高校交付税単位費用)

高等学校単価は公立高校の生徒1人当たり運営費より積算

別表第4 3歳児加算単価

(単位：円)

区 分	基 準 単 価	積 算 根 拠
3歳児加算	25,600	3歳児加算予算額/3歳児・満3歳児園児数+当初予算単価対前年度予算単価増額分

○目的：3歳児の幼稚園就園を促進し、もって保育内容の充実と幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。

別表第5 府内園児加算

○配分方法：「府内園児」数 × 補助単価 18,000 以内

○目 的：府内の幼稚園が、府内在住幼児の幼稚園就園を促進する施策を推進し、もって幼稚園教育の振興を図ることを目的とする。

○趣 旨：幼稚園が、当該幼稚園に在籍し、かつその保育料負担者が府内に在住する園児（以下「府内園児」という。）を対象に、幼稚園就園施策を実施することを奨励するために運営費補助の加算を行なうものとする。

「府内園児」数の定義：府内園児割の加算対象となる園児数の積算基礎数値は、補助金を受けようとする年度の10月1日現在（満3歳児は1月始業日現在）に当該幼稚園に在園する園児のうち、その保育料負担者が京都府内に居住する者の合計数とする。

別表第6 学納金に関する補正

納付金/平均納付金 (A)	補正係数
$A < 0.75$	1.20
$0.75 \leq A < 0.85$	1.15
$0.85 \leq A < 0.95$	1.10
$0.95 \leq A < 1.00$	1.05
$1.00 \leq A < 1.05$	1.00
$1.05 \leq A < 1.10$	0.95
$1.10 \leq A < 1.15$	0.90
$1.15 \leq A < 1.25$	0.85
$1.25 \leq A < 1.35$	0.75
$1.35 \leq A <$	0.65

○学校法人立幼稚園の当該年度の平均納付金

別表第7 定員管理に関する補正

園児実人員/定員 (B)	補正係数
$B < 1.05$	1.00
$1.05 \leq B < 1.10$	0.95
$1.10 \leq B < 1.15$	0.90
$1.15 \leq B < 1.25$	0.80
$1.25 \leq B < 1.50$	0.70
$1.50 \leq B$	0.60

別表第8 小規模園に関する補正

園児規模数 (実人員) (C)	補正係数
$140 \leq C$	1.00
$120 \leq C < 140$	1.10
$100 \leq C < 120$	1.20
$80 \leq C < 100$	1.30
$C < 80$	1.40

心身障害児園児数

趣 旨：当該年度の5月1日に私立幼稚園に在籍する次の園児数の合計数とする。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている園児
- ②療育手帳の交付を受けている園児
- ③特別児童扶養手当の支給の対象となる園児
- ④心身障害について、児童相談所（保健所）の指導を受けている園児

配分方法：心身障害児園児数×基準単価（173,000）

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法								
奈良県私立幼稚園連合会	【一般補助・運営費】 学校割	配分方法：基準額（規模別補正後） →文科省が行なう「学校教育費調査」における県立高校並びに県内公立小中学校及び幼稚園の経常支出実績総額から、「学校の維持管理に係る経費」、「学級の維持管理に係る費用」、「生徒の教育に係る運用」、「生徒の教育に係る費用」及び「教員の雇用に係る費用」をそれぞれ抽出し、それぞれの費用ごとに、県立高校並びに県内公立小中学校及び幼稚園の学校数、学級数、生徒数及び本務教員数で割り出した金額。								
	学級割	配分方法：基準額×学級数 →当該年5月1日現在の学級数（30名で1学級の和）。また、実学級数の和の少ない方の数								
	園児割	配分方法：基準額×園児数 →当該年5月現在の定員内実員園児数（定員超過人数分は補助対象に含めず）								
	教職員数	配分方法：基準額×教職員数 →園児数及び学級数に基づき、「教職員定数の標準に関する法律」に定める標準教職員数算出方法を用いて算出した教員数。または、当該年5月1日現在の本務教職員数に、非常勤講師の延べ週間持ち時間数を18時間で除した数を加えた数のうち、いずれか少ない方の数。								
	激変緩和の緩和措置	配分方法：経過措置額＝A×B×C×90% A：24年度と22年度の定員内生徒数の内、少ない方の数。 B：22年度各校補助単価＝22年度各補助校÷22年度園児数 C：24年度1人当たりの補助単価の対22年度伸び率								
	補正項目及び補正係数	配分方法：補正項目及び補正係数 <table border="1" data-bbox="958 1142 2179 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="958 1142 1279 1179">補正項目</th> <th data-bbox="1279 1142 1727 1179">補正内容</th> <th data-bbox="1727 1142 2179 1179">補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="958 1179 1279 1326">心身障害児の受入促進</td> <td data-bbox="1279 1179 1727 1326">心身障害児を受け入れる園に増額補正</td> <td data-bbox="1727 1179 2179 1326">公的認定障害児1人当たり、392千円。その他の障害児1人当たり、261千円を増額（他の公的補助を受ける場合は対象外）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1326 1279 1401">学則定員の厳守</td> <td data-bbox="1279 1326 1727 1401">学則定員を超える入学数に応じ、減額補正</td> <td data-bbox="1727 1326 2179 1401">定員を5%超えるごとに1%減額</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="958 1401 2179 1501">※心身障害児受入の補助単価392千円と261千円は、それぞれ、「心身障害児教育振興費補助単価の1/2と1/3相当額」</p>	補正項目	補正内容	補正係数	心身障害児の受入促進	心身障害児を受け入れる園に増額補正	公的認定障害児1人当たり、392千円。その他の障害児1人当たり、261千円を増額（他の公的補助を受ける場合は対象外）	学則定員の厳守	学則定員を超える入学数に応じ、減額補正
補正項目	補正内容	補正係数								
心身障害児の受入促進	心身障害児を受け入れる園に増額補正	公的認定障害児1人当たり、392千円。その他の障害児1人当たり、261千円を増額（他の公的補助を受ける場合は対象外）								
学則定員の厳守	学則定員を超える入学数に応じ、減額補正	定員を5%超えるごとに1%減額								

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社)和歌山県私立幼稚園協会	【一般補助】 園児数割	趣旨：配分の割合は、満3歳児就園を除く補助金の総額の70%とする。 配分方法： $\text{満3歳児就園を除く補助金} \times 0.7 \times \frac{\text{当該幼稚園園児数（定員内実員）}}{\text{全私立幼稚園園児数（定員内実員）}}$
	納付金配分	趣旨：配分の割合は、満3歳児就園を除く補助金の10%とする。 配分方法： $\text{満3歳児就園を除く補助金} \times 0.1 \times \frac{\left(\frac{\text{全私立幼稚園の1人当たり年間納付額の平均}}{\text{当該幼稚園の1人当たり年間納付金額平均}} \right) \times \text{当該幼稚園定員内実員}}{\text{分子の数値の全私立幼稚園の総額}}$ ※納付額とは入園料、保育料、施設整備費及びその他の納付金（実費負担分を除く）を合算して得た額をいう。
	専任教職員数	趣旨：配分の割合は、満3歳児就園を除く補助金の10%とする。 配分方法： $\text{満3歳児就園を除く補助金} \times 0.1 \times \frac{\text{当該幼稚園の補助対象専任教職員数}}{\text{全私立幼稚園の補助対象専任教職員数の総計}}$ 1) 教員要素 → 上限（実学級数+1）人 2) 3歳児要素 → 1学級25人を超える3歳児学級において教員を加配する園に実態に応じて各学級に上限1人 3) 養護教員要素 → 養護教員を配置する園に応じて上限1人 4) 職員要素 → ①事務員を配置する園に実態に応じて上限1人 ②運転手を配置する園に実態に応じて上限1人 ③その他職員を配置する園に実態に応じて上限1人
	幼稚園割配分	概要：園割配分を加えた額が当該年度の園児1人当たり単価予算額に当該年度の5月1日現在に在園している園児の数から当該年度の満3歳児就園数を減じた数を乗じて得た額の2倍を超える場合は、その超える額を減じた額。 ※全私立幼稚園に均等に配分 定額 1,500千園
	激減緩和調整配分	概要：前年度の園児数配分、納付金配分、専任教職員配分及び園割配分により算定した額の合計額と当該年度の同算定額と比較し、減少率が5%を超える場合、その超える率の相当額を増額する。ただし、配分割合が1%未満となった場合は、特色ある取り組みに対する配分割合に加算する。

	<p>【特色教育配分】</p> <p>預かり保育推進配分</p> <p>地域開放推進配分</p> <p>特色ある取り組みに対する配分</p> <p>満3歳児就園補助金</p>	<p>概要：「和歌山県私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱」により算定した補助金の2割相当額とし、8割相当額については、別途配分する。</p> <p>概要：「和歌山県私立高等学校等経常費補助金（幼稚園地域開放推進事業）交付要綱」により算定する。</p> <p>概要：「発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実」及び「教員の資質と専門性の向上」に関する分野での取り組みに対し次により配分する。</p> <p style="text-align: center;"> $\text{満3歳児就園を除く補助金の額} \times \frac{\text{当該幼稚園のポイント数の総計}}{\text{対象私立幼稚園のポイント数の総計}}$ </p> <p>※ポイント数は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園、小学校における教員間、園児・児童間の交流 → 4P。回数に応じて+1P。上限5P ②おもいやり等「道徳心」を養う幼児教育実践の為に高齢者等との交流 → 3P。回数に応じて+1P。上限5P ③上級免許状取得のための教員研修の受講 → 2P。受講人数に応じて+1P。 ④園における外部講師による教員研修の実施 → 1P。回数に応じて+1P。上限5P ⑤学校法人の財務情報の公開 → 3P <p>配分方法： $\text{満3歳児就園補助金の額} \times \frac{\text{当該園の満3歳児（定員内実員）の就園月数}}{\text{全私立幼稚園の満3歳児（定員内実員）の就園月数}}$ </p>
--	--	---

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法																				
(一社) 大阪府私立幼稚園連盟	<p>【一般補助・人件費】 教員要素</p>	<p>趣 旨：学級数に応じて配分 専任教員（専任園長を含む）の人件費は、次の3つの要素に区分し配分</p> <table border="1" data-bbox="956 339 1899 454"> <tr> <td>教員要素</td> <td>認可内実学級数+1</td> </tr> <tr> <td>3歳児学級要素</td> <td>実態上、26人以上35人以下の3歳児の認可内学級数</td> </tr> <tr> <td>加配教員要素</td> <td>加配教員数（4名を上限）</td> </tr> </table> <p>教員の対象数の考えた方として、専任教員数（専任園長を含む）をもとに、まず教員要素の対象数、次に3歳児の学級要素の対象数、最後に加配教員要素の対象数を決めていく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">各園の教員構成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">要素の区分</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">対象数</div> </div> <p>※教員はA、B、Cの順に対象としていく。 ※補助対象教員数=A+B+C</p> <table border="1" data-bbox="956 834 1899 1385"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">専任園長</td> <td rowspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教員要素</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">認可内実学級数+1</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">A</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">5歳児・4歳児 の学級担任</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">3歳児 の学級担任 (学級担任)</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">実態上、26人以上 35人以下の3歳児 の認可内実学級数</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(副担任)</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">加配教員</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">加配教員 要素</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">残りの教員数 ※4名を上限</td> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">C</td> </tr> </table> <p>配分方法：補助単価 = (1,800,000 : 全国の年間平均給与額の1/4) × 補助対象教員数 補助対象教員数 = 認可内実学級数+1 (B) ただし、補助対象教員数 (A) を上限</p>	教員要素	認可内実学級数+1	3歳児学級要素	実態上、26人以上35人以下の3歳児の認可内学級数	加配教員要素	加配教員数（4名を上限）	専任園長	教員要素	認可内実学級数+1	}	A	5歳児・4歳児 の学級担任	3歳児 の学級担任 (学級担任)	実態上、26人以上 35人以下の3歳児 の認可内実学級数	(副担任)	加配教員	加配教員 要素	残りの教員数 ※4名を上限	}	C
教員要素	認可内実学級数+1																					
3歳児学級要素	実態上、26人以上35人以下の3歳児の認可内学級数																					
加配教員要素	加配教員数（4名を上限）																					
専任園長	教員要素	認可内実学級数+1	}	A																		
5歳児・4歳児 の学級担任		3歳児 の学級担任 (学級担任)			実態上、26人以上 35人以下の3歳児 の認可内実学級数																	
(副担任)																						
加配教員	加配教員 要素	残りの教員数 ※4名を上限	}	C																		

3歳児学級要素	趣 旨：3歳児を26人以上、35人以下で編制する学級数に応じて配分。 配分方法：補助単価＝900,000（全国の年間平均給与額の1/4） 補助対象教員数＝実態上、26人以上35人以下の3歳児の認可内実学級数。ただし、歳児別定員の定めがない園（小規模及び複式学級編制園）の3歳児の認可学級数は、全ての認可学級数を3で除した数。（C） 【(A)－(B)を上限】
加配教員要素	趣 旨：加配教員数に応じて配分 配分方法：補助単価×補助対象教員数 補助単価＝1,800,000（全園の年間平均給与額の1/2） 補助対象教員数＝補助対象教員数(A)から教員要素(B)及び3歳児学級要素(C)の補助対象教員数を引いた数とする。(D) ただし、4名を上限とする。
職員要素	趣 旨：専任職員の配置に応じて配分 配分方法：補助単価×1人 補助単価＝全園の年間平均給与額の1/2 ただし、専任教員の年間平均給与額の1/2を上限(1,800,000) 補助対象園＝専任職員を1人以上雇用している園
【一般補助・運営費】 研修要素（教員の能力開発及び資質向上）	趣 旨：補助対象となる研修に専任園長や専任教員を派遣させた園に参加実績等に応じて配分 配分方法：補助単価 ①専任園長分＝4月～10月の期間内に専任園長が補助対象研修に参加した場合、50,000 ②専任教員分＝4月～10月の期間内に専任教員が補助対象研修に参加した場合、150,000 算出方法＝①＋②
免許要素(1種免許等の保有促進)	趣 旨：1種免許状若しくは専修免許状を取得している専任教員（専任園長を含む）の配置状況に応じて配分 配分方法：補助単価＝50,000
財務状況改善要素	趣 旨：財務改善計画を策定・実施した園に配分 <要件> ①帰属収支差額比率 0%以下 ※帰属収支差額比率＝(帰属収入－消費支出)÷帰属収入 ②過去3年間、定員に満たない園 ③第三者(公認会計士)による評価を受けた改善計画を策定し、経営改善に取り組んでいること。
地域子育て支援要素	配分方法：補助単価＝400,000 趣 旨：園の地域子育て支援に施設・教育機能を広く開放する取組に配分 配分方法：補助単価 ①認定こども園：対象期間中に事業を実施した場合 500,000

②その他私立幼稚園：対象期間中に事業を実施した場合 500,000 あるいは、200,000
以下の事業を実施している園のみ対象

	対象事業
A	園庭等開放事業
B	子育て支援の親子登園（未就園児は親同伴のみ対象）
C	保護者同士の交流事業
D	地域での幼児教育に関する各種講座の開催
E	幼児教育に関する各種講座の開催
F	相談事業（突発的なものは除く）
G	認定こども園としての子育て支援事業の取り組み

園要素

趣 旨：園の規模に応じて配分（園規模割と園児割）

配分方法：A + Bの合計（千円未満切捨て）

A 園児割 = 32,000 × 補助対象園児数（定員内実員）

B 園規模割

低以内実員規模	単価
～ 29 人	1,594,000
30 人～ 49 人	2,870,000
50 人～ 99 人	4,146,000
100 人～149 人	5,422,000
150 人～199 人	6,698,000
200 人～249 人	7,973,000
250 人～299 人	9,249,000
300 人～349 人	10,525,000
350 人～399 人	11,801,000
400 人～449 人	13,077,000
450 人	14,353,000

基準となるベース補助単価は、200 人～2449 人を基準とする。前年度消費支出のうち教育研究費と管理経費のうち原価償却額費を除いた1人当たりの平均額の1/2の額に平均規模の平均園児数を乗じた額をベース単価とする。

【特別補助】

25 人学級要素

趣 旨：3 歳児を 25 人以下で編制する学級数に応じて配分

配分方法：補助単価×補助対象学級数

補助単価＝900,000（全園の年間平均給与額の 1/4）

補助の要件＝3 歳児の認可定員が 1 学級当たり、平均 25 人以下であること。ただし、歳児別定員の定めがない園（小規模園及び複式学級編制園）については、全ての認可定員を全ての認可学級数で除した平均が 25 人以下であること

3 歳児就園促進要素

趣 旨：3 歳児の就園状況、納付金の状況等に応じて配分

配分方法：（評価項目の該当点数 A + B の合計×補助単価+12,000）×3 歳児の定員内実員

補助単価＝6,000

評価項目

A	3 歳児の保育料が 4 歳児の保育料と同額以下の園	1 点	
	3 歳児の保育料が 4 歳児の保育料より高く、その差が 12,000 以下の園	0 点	
	3 歳児の保育料が 4 歳児の保育料より高く、その差が 12,000 以上の園	-1 点	
B	実員に占める 3 歳児の実員の割合	25%以上	3 点
		20%以上 25%未満	2 点
		20%未満	1 点

※保育料とは、経常的納付金のうちの保育料（年額）のことをいい、施設整備費その他の納付金は除く。

【調整措置】

定員管理調整

趣 旨：実園児数が定員を超過している園については、以下の算式により算出した額を配分額から引く。

配分方法：調整額×（園児数－定員）

調整額＝1 人当たりの予算単価（H24：167,740）

36 人以上学級調整

趣 旨：35 人を超える学級がある場合、以下の算式により算出した額を配分額から引く。

配分方法：調整額×35 人を超える学級数

調整額＝900,000/1 園

情報公開調整

趣 旨：各園の財務情報（貸借対照表、収支計算書及び内訳書、財産目録、事業報告書、監査報告書）及び学校評価を関係者以外にも広く一般に公開する体制を整え、かつ HP に掲載していない園は以下の額を配分額から除く。

情報公開の種類	調整額
財務情報	200,000
学校評価（自己評価）	400,000
学校評価（学校関係者評価）	200,000

小規模学級調整	趣 旨：学級別実員が、満3歳児・3歳児9人以下、4歳児・5歳児・複式14人以下の学級がある場合は、以下の算式により算出した額を配分額から除く。 配分方法：調整額×小規模学級調整に該当する学級数。 450,000/1学級																																																			
経営余力調整	趣 旨：年間給与が1,200万円を超える教職員がある場合は、以下の算式により算出した額を配分額から除く。 配分方法：(1,200万円超教職員の給与合計-1,200万円×1,200万円超教職員数)×30% (千円未満切捨て)																																																			
通園バス管理調整	趣 旨：園児の最長乗車時間が40分を超えて通園バスを運行している園については、以下の算式により算出した額を配分額から除く。 配分方法：配分小計×3% (千円未満切捨て) ※配分小計とは、「(一般補助+特別補助)×補正係数×圧縮率」																																																			
一般管理調整	趣 旨：園運営の適正化を図るため、所要の調整額を配分額から除く。																																																			
最低保障調整	趣 旨：園運営の安定性を確保するため、1学級当たりの補助額が、前年度のその額の一定の割合(保障率)で配分額を調整する。(千円未満切捨て) 配分方法：前年度補助額(預かり保育補助、特別支援教育補助を除く) 最低保証の算出 = $\frac{\text{前年度補助額}}{\text{前年度の認可内実学級数}} \times 90 \times \text{認可内学級数}$																																																			
補助限度額による調整	趣 旨：配分額が以下の算式を超える場合は、超える額を配分額から控除する。 配分方法：前年度の補助対象経費決算額/前年Dの園児数×今年度の園児数×50% (千円未満切捨て)																																																			
【預かり保育関連補助】 預かり保育	趣 旨：保護者や地域のニーズに弾力的に対応するとともに子育てを支援するという観点から、園の教育時間の前後等で園児を園内で過ごさせる預かり保育事業を実施する園に対して、補助を行なう。 配分方法：補助金額一覧 (単位：千円) <table border="1" data-bbox="954 1026 2184 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1日平均の保育担当教員数</th> <th rowspan="2">実施時間 種別</th> <th colspan="5">延長：5時間以上の実施</th> </tr> <tr> <th>通常 2時間以上 5時間未満</th> <th>5時間以上 6時間未満</th> <th>6時間以上 7時間未満</th> <th>7時間以上 8時間未満</th> <th>8時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1人</td> <td>通常・延長</td> <td>780</td> <td>936</td> <td>1,092</td> <td>1,248</td> <td>1,404</td> </tr> <tr> <td>長時間</td> <td>780</td> <td>1,400</td> <td>1,600</td> <td>1,800</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2人</td> <td>通常・延長</td> <td>1,170</td> <td>1,443</td> <td>1,716</td> <td>1,989</td> <td>2,262</td> </tr> <tr> <td>長時間</td> <td>1,170</td> <td>2,000</td> <td>2,300</td> <td>2,600</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3人</td> <td>通常・延長</td> <td>1,560</td> <td>1,950</td> <td>2,340</td> <td>2,730</td> <td>3,120</td> </tr> <tr> <td>長時間</td> <td>1,560</td> <td>2,600</td> <td>3,000</td> <td>3,400</td> <td>3,800</td> </tr> </tbody> </table>	1日平均の保育担当教員数	実施時間 種別	延長：5時間以上の実施					通常 2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上	1人	通常・延長	780	936	1,092	1,248	1,404	長時間	780	1,400	1,600	1,800	1,800	2人	通常・延長	1,170	1,443	1,716	1,989	2,262	長時間	1,170	2,000	2,300	2,600	2,900	3人	通常・延長	1,560	1,950	2,340	2,730	3,120	長時間	1,560	2,600	3,000	3,400	3,800
1日平均の保育担当教員数	実施時間 種別			延長：5時間以上の実施																																																
		通常 2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上																																														
1人	通常・延長	780	936	1,092	1,248	1,404																																														
	長時間	780	1,400	1,600	1,800	1,800																																														
2人	通常・延長	1,170	1,443	1,716	1,989	2,262																																														
	長時間	1,170	2,000	2,300	2,600	2,900																																														
3人	通常・延長	1,560	1,950	2,340	2,730	3,120																																														
	長時間	1,560	2,600	3,000	3,400	3,800																																														
【特別支援教育補助】 特別支援	趣 旨：園に在籍する心身障がい児の特別支援教育の充実を図る為、補助を行なう。 配分方法：392,000/園 補助対象は、心身障がい児1名在籍。2名以上在籍の場合は、別途で補助。																																																			

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法										
鳥取県私立幼稚園協会	【一般補助】 園児数割	趣 旨：園児単価に75%を乗じた額に当該年度の5月1日現在の園児数を乗じた額とする。ただし満3歳入園児にあつては、園児単価に当該年度中に満3歳に達し、当該年度の5月2日以降に入園した幼児の1月始業日現在の数を乗じた額とする。 配分方法：①4歳児・5歳児 140,000/1人 ②3歳児 192,000 ③満3歳入園時 96,000										
	均等割補助	趣 旨：園児数単価に25%を乗じた額に当該年度の5月1日現在の私立幼稚園総園児数を乗じた額を当該年度の5月1日現在の私立幼稚園総数で除した額とする。 配分方法：①4歳児・5歳児 140,000/1人 ②3歳児 192,000 ③満3歳入園時 96,000										
	人権教育推進事業補助額	概 要：人権教育所要見込額の2分の1の額を限度とする。 配分方法： 当該幼稚園の人権教育所要見込額 人権教育基準額 × $\frac{\text{当該幼稚園の人権教育所要見込額}}{\text{各幼稚園の人権教育所要見込額の総計}}$ 人権教育配分表 <table border="1" data-bbox="974 922 2033 1114"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>経費項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護者等を対象とした人権教育講演会、公開保育</td> <td>諸謝金、旅費交通費、資料代</td> </tr> <tr> <td>人権保育通信の発行</td> <td>印刷製本費</td> </tr> <tr> <td>P T A人権教育推進委員会の活動</td> <td>資料代、委員会活動費</td> </tr> <tr> <td>同和地区進出学習等教職員研修</td> <td>旅費交通費、研修費、資料代</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	経費項目	保護者等を対象とした人権教育講演会、公開保育	諸謝金、旅費交通費、資料代	人権保育通信の発行	印刷製本費	P T A人権教育推進委員会の活動	資料代、委員会活動費	同和地区進出学習等教職員研修	旅費交通費、研修費、資料代
	事業区分	経費項目										
	保護者等を対象とした人権教育講演会、公開保育	諸謝金、旅費交通費、資料代										
人権保育通信の発行	印刷製本費											
P T A人権教育推進委員会の活動	資料代、委員会活動費											
同和地区進出学習等教職員研修	旅費交通費、研修費、資料代											
ティーム保育推進事業補助額	概 要：複数担任制などの少人数教育を実施するための人件費（非常勤教員を含む。園長は除く。）で、福祉保健部長が適当と認める補助対象経費の1/3の額（知事が別に定める1人当たり補助金額を限度とする。）											
補助金額の額の調整	概 要：学校法人またはその設置する幼稚園が次のいずれかに該当するときは、その状況に応じて相当の減額をするものとする。 ①法令の規定、それに基づく所轄庁の処分または寄附行為に違反したとき。 ②借入金の償還が適正に行われていないこと等により、財政状況が健全でないと認められるとき。											

- ③その他教育条件又は管理運営が適正を欠くと認められるとき。
 ④情報公開推進状況が別表3に定める項目及び基準を満たしていないとき、次により算出された額を当該幼稚園の一般事業補助額から減ずるものとする。

配分方法：

$$\text{当該幼稚園の一般事業補助額} \times 0.1 \times \frac{100 - \text{当該幼稚園の情報公開度推進点数}}{100}$$

情報公開推進状況表

項目		配点基準	公開期限	配点	
教 育 内 容	幼稚園の概要	①教育目標	当該年度における教育方針（教育目標など）が保護者等に分かり易く記載されていること。	8月1日	10
		②教職員数	当該年度における教職員の数が記載されていること。	8月1日	10
		③園児数	当該年度における園児数(学年別)が記載されていること。	8月1日	10
		④教育活動の概要	特色ある教育活動の内容、行事予定表などが保護者に分かり易く記載されていること。	8月1日	10
		⑤施設概要	幼稚園の施設の状況が、写真、イラストなどで保護者等に分かり易く記載されていること。	8月1日	10
		①募集方法	翌年度における園児の募集方法などが保護者に分かり易く記載されていること。	11月1日	10
		②保育料の状況	当該年度の保育料が記載されていること。	8月1日	10
		③保育料軽減制度	保育料の軽減制度が保護者に分かり易く記載されていること。	8月1日	10
財 務 情 報	経営内容	①資金収支計算書、消費収支計算書、人件費支出内訳表、貸借対照表、予算書、財産目録、事業報告書、監査報告書	前年度決算に係る「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「人件費支出内訳表」、「貸借対照表」、「財産目録」、「事業報告書」、「監査報告書」及び当年度における「予算書」が記載されていること。	8月1日	20

情報公開度推進点数表

HPでの公開	情報公開度推進状況配点 ×1.0
印刷物での公開	情報公開度推進状況配点 ×0.8

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法											
(財) 広島県私立幼稚園連盟	【一般補助】 一般運営費割	趣 旨：100人以下の幼稚園にあつては、教職員数割算定時に補正教員数を加味し算定した一般運営費割と加味せず算定した一般運営費割とのいずれか高い額とする。 配分方法：〔(教職員数割+園児数割) × 園則定員遵守状況補正 × 法人運営等適正化補正〕 × 調整率											
	教職員数割	趣 旨：定員内実員に対する算定学級数に補正教員数を加えた数 ①実員内定員：園則に定める定員内の当該年度園児数（5月1日現在園児数。ただし満3歳は1月始業日現在園児数。） ②算定学級数：満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児の園児数（園児実数と園則で定められた園児数のどちらか少ない数）を、それぞれ30人、30人、35人、35人で除した数。ただし、認可学級数の範囲内とする。 ③補正教員数：算定学級数が1学級（年齢ごと）で、次の算定式で得られた数。 1) 3歳児（22名～30名の学級に対して補正） 補正教員算定式～（当該学級園児数－21）/10 2) 4、5歳児（27名から35名の学級に対して補正） 補正教員算定式～（当該学級園児数－26）/10 ④単価：地方交付税算定に用いる「その他の教育費」の「幼稚園の園児数」を測定単位とするもの（経常経費）の「幼稚園費」をもとに算出した単位費用。 配分方法：教職員数 × 単価 = 教職員数割											
	園児数割	趣 旨：定員内実員（収容定員）で算定する。5月1日現在園児数。ただし、満3歳児は1月始業日現在園児数。単価は、地方交付税算定に用いる「その他の教育費」の「幼稚園の園児数」を測定単位とするもの（経常経費）の「幼稚園費」をもとに算出した単位費用。 配分方法：園児数 × 単価 = 園児数割											
	園則定員遵守状況補正	概 要：以下の表により補正する。 当該幼稚園の実員が定員の105%を超える場合、次により補正 <table border="1" data-bbox="981 1214 1514 1442"> <thead> <tr> <th>定員超過割合 = 実員 ÷ 定員</th> <th>補正割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>105%を超え、120%以内</td> <td>-5%</td> </tr> <tr> <td>120%を超え、130%以内</td> <td>-10%</td> </tr> <tr> <td>130%を超え、140%以内</td> <td>-20%</td> </tr> <tr> <td>140%を超え、150%以内</td> <td>-30%</td> </tr> <tr> <td>150%を超える</td> <td>-40%</td> </tr> </tbody> </table>	定員超過割合 = 実員 ÷ 定員	補正割合	105%を超え、120%以内	-5%	120%を超え、130%以内	-10%	130%を超え、140%以内	-20%	140%を超え、150%以内	-30%	150%を超える
定員超過割合 = 実員 ÷ 定員	補正割合												
105%を超え、120%以内	-5%												
120%を超え、130%以内	-10%												
130%を超え、140%以内	-20%												
140%を超え、150%以内	-30%												
150%を超える	-40%												

法人運営適正化補正

改善計画の再評価（ランク）	補正率
I, II, III	1.00
IV	0.97
V	0.95
VI	0.90

【特別運営費割】
障害児教育割

趣 旨：認定要件としては、以下の要件に該当すること。
 ①身体障害者手帳の交付を受けている園児。
 ②療育手帳の交付を受けている園児。
 ③身体障害者福祉法第15条1項に規定する知事の定める医師の診断により、診断された園児。
 ④児童相談所等において障害児（発達障害）と判断された園児。
 ⑤幼稚園による調査票及び保護者の同意書が提出され、かつ教育上特別な介助又は配慮を要すると判断できる園児。
 ※障害児2名以上の場合は、障害園児の保育のため、専任教員を1人以上配置していること。

配分方法：①1人当たりの単価×障害のある園児数（5月1日現在）
 単価＝392千円/1人 784千円/2人以上（専任教員を配置していること）
 ②設備経費に要する経費×1/2

教育改革推進割①
預かり保育推進

趣 旨：開園日の半分以上の日数において1日2時間以上の預かり保育を開設していること。かつ、年間計画等に明記し、募集案内等を通じて保護者に周知している場合。

配分方法：基礎単価＝800千円/園
加算単価表

加算単価	1日平均の預かり保育時間	5～6時間	160千円
		6～7時間	320千円
		7時間～	480千円
	1日平均の預かり保育担当者2人	400千円	
		5～6時間	680千円
		6～7時間	960千円
1日平均の預かり保育担当者2人	7時間～	1,240千円	
	800千円		
	5～6時間	1,200千円	
1日平均の預かり保育時間	6～7時間	1,600千円	
	7時間～	2,000千円	

教育改革推進割②
休業日預かり保育推
進

※1 6月及び10月でそれぞれの月における実際に園児を受け入れ預かり保育を実施した1日当たりの預かり保育担当者数を算出
当該月の預かり保育担当者数（のべ人数）

$$\frac{\text{当該月の預かり保育担当者数（のべ人数）}}{\text{当該月の保育日数（実際に預かり保育を実施）}} = \text{当該月の1日当たりの預かり保育担当者数}$$

※2 上記で算出したそれぞれの月の1日当たりの預かり保育担当者数を合計し、それを2で除した数を「1日平均の預かり保育担当者数」とする。

趣 旨：休業日のうち、19日以上の日数において1日2時間以上の預かり保育を開設していること。かつ、年間計画等に明記し、募集案内等を通じて保護者に周知している場合。

配分方法：基礎単価＝300千円/園
加算単価表

加算単価	1日平均の預かり保育担当者2名	180千円
	1日平均の預かり保育担当者3名	360千円

教育改革推進割③
長期休業日預かり保
育推進

趣 旨：長期休業日のうち、10日以上の日数において1日2時間以上の預かり保育を開設していること。かつ、年間計画等に明記し、募集案内等を通じて保護者に周知している場合。

配分方法：基礎単価＝160千円/園
加算単価表

加算単価	1日平均の預かり保育担当者2名	120千円
	1日平均の預かり保育担当者3名	240千円

夏季休業日機関の預かり保育担当者数（のべ人数）

$$\frac{\text{夏季休業日機関の預かり保育担当者数（のべ人数）}}{\text{当該期間の保育日数（実際に預かり保育を実施）}} = \text{当該月の1日当たりの預かり保育担当者数}$$

<p>教育改革推進割④ 子育て支援活動推進</p>	<p>趣 旨：園主催により実施する参加者を広く地域に開放して行なう園の教育機能を活用した以下の事業。 ①地域の子供や保護者を対象に、遊び場や交流の機会を提供し、援助する事業②幼児教育に関する各種講座の開催③地域の保護者に対する教育相談事業④子育て支援に資する事業（未就園児の親子登園は可。保護者会など園児、保護者、卒園者のみを対象とした事業。遊び場としての施設開放のみ。英会話など各種教室への施設貸与は不可）※園児募集を直接目的とした事業ではないこと。 配分方法：事業費は、経常費補助金の補助対象経費（機器備品を除く）。単に遊具、備品購入は不可。 配分額＝認定こども園/1,000千円 それ以外の私立幼稚園/800千円</p>
<p>教育改革推進割⑤ 防災教育の推進</p>	<p>趣 旨：火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）、原子力災害等の災害及び防災についての学習等の取組。また、救急救命法や命の大切さについての学習を行ない、災害発生時の避難経路や避難行動・態度の学習等の取組をしていること。 配分方法：配分額＝80千円/園（経常費補助金に加算）</p>
<p>特色教育割① 国内外研修への教員派遣</p>	<p>趣 旨：国又は地方公共団体等が主催する研修。 配分方法：配分額＝30千円/人</p>
<p>特色教育割② ティーム保育の推進</p>	<p>趣 旨：ティーム保育の担当教員を配置し、年間を通じて、ティーム保育を実施している園。対象事業は、以下のとおり。 ①数名の教員が2学級以上の指導に当たる保育 ②グループ単位での保育 ③複数教員が学級の担任となる保育 ※対象は、教員が勤務した日数の内、50%以上の日数をティーム保育に従事していること。 配分方法：配分額＝500千円/1人</p>
<p>特色教育割③ 不審者対策事業</p>	<p>趣 旨：園児の安全確保のため、不審者対策を目的とし、施設・整備の改修・維持管理等を実施する園に対して補助。以下に該当する事業を行なっている場合に補助。 ①校内、通学路等における監視員等の配置。②監視カメラ、インターホン（カメラ付き）等の防犯設備の設置。③非常電話、ベル、ブザー等の非常通報装置の設置。④教室や職員室等の配置の変更 ⑤窓ガラスを透明なものに交換（防犯ガラスの導入）⑥不審者情報提供システムの導入及びその他。 配分方法：配分額＝園が負担した経費の1/2（上限は、1,000千円）</p>
<p>特色教育割④ 1種免許状保有の促進</p>	<p>趣 旨：取得するために必要とされる経費を園で負担していること。また、代替教員を配置している場合。 配分方法：配分額＝経費配分＋加算配分。経費配分は、100,000/1人⇔園の負担経費×1/2の少ない額。加算配分は、300,000/園</p>

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法																					
(財) 山口県私立幼稚園協会	【一般補助】 学校割 (配分率 3%)	当該年度の補助単価×3～5歳児園児数 (5.1 現在) = 配分総額 趣 旨：各園に均等配分する。 配分方法：学校割配分額÷学校法人立=1園当たりの配分額																					
	園児数割 (配分率 52%)	趣 旨：当該年の4月から1月の各月1日 (4月及び1月にあつては始業日) における園児数 (定員を限度とする。) の期間平均値により配分する。 配分方法：園児数割配分額÷総園児数×当該幼稚園園児数=園児数割配分額 ※当該幼稚園園児数は、定員を限度とする。																					
	教職員割 (配分率 40%)	趣 旨：基準日の園児数に対して、教職員1人当たりの平均園児数に基づき算定した教職員数 (以下、学校法人立幼稚園の項において「標準的教職員数」という。) により配分する。ただし、次表に基づき算定した基準日の教職員数が標準的教職員数を下回る場合には、当該基準日の教職員数により配分する。なお、教職員1人当たりの平均園児数は、当該年度における園児数と教職員に応じて、別途定める。 配分方法：以下の4つの区分ごとに基準が設定され、算出される。 <table border="1" data-bbox="931 810 2119 1369" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基準</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1名</td> <td>・常勤が要件</td> </tr> <tr> <td>教員</td> <td>クラス又はクラス数+1</td> <td>・常勤教員 (副園長、教頭を含む) のうち園長及び養護教員を除き、クラス数が上限となる。 ・クラス数は園則に規定された数が上限となる。 ・ただし、専任の園長が配置されていない場合は、クラス数に1名が加算される。</td> </tr> <tr> <td>養護教員</td> <td>1名</td> <td>・常勤が要件となる。</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1名又は2名</td> <td>・常勤が要件 ・次表の区分ごとの職員数が限度 <table border="1" data-bbox="1480 1182 2040 1262" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>園 児 数</th> <th>200人未満</th> <th>200人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準	説明	園長	1名	・常勤が要件	教員	クラス又はクラス数+1	・常勤教員 (副園長、教頭を含む) のうち園長及び養護教員を除き、クラス数が上限となる。 ・クラス数は園則に規定された数が上限となる。 ・ただし、専任の園長が配置されていない場合は、クラス数に1名が加算される。	養護教員	1名	・常勤が要件となる。	事務職員	1名又は2名	・常勤が要件 ・次表の区分ごとの職員数が限度 <table border="1" data-bbox="1480 1182 2040 1262" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>園 児 数</th> <th>200人未満</th> <th>200人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	園 児 数	200人未満	200人以上	事務職員数	1人	2人
	区分	基準	説明																				
園長	1名	・常勤が要件																					
教員	クラス又はクラス数+1	・常勤教員 (副園長、教頭を含む) のうち園長及び養護教員を除き、クラス数が上限となる。 ・クラス数は園則に規定された数が上限となる。 ・ただし、専任の園長が配置されていない場合は、クラス数に1名が加算される。																					
養護教員	1名	・常勤が要件となる。																					
事務職員	1名又は2名	・常勤が要件 ・次表の区分ごとの職員数が限度 <table border="1" data-bbox="1480 1182 2040 1262" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>園 児 数</th> <th>200人未満</th> <th>200人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務職員数</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	園 児 数	200人未満	200人以上	事務職員数	1人	2人															
園 児 数	200人未満	200人以上																					
事務職員数	1人	2人																					
調整割 (配分率 5%)	補助内容：①少人数学級編制加算																						

- ②学級補助担任制
 - ③新規採用教員研修
 - ④防災教育の推進
 - ⑤傾斜率調整
- 別表 算定基準表

区分		算定基準
教育条件整備	少人数学級編制①	基準日の園児数に対して、1学級当たりの平均園児数に基づき算定した学級数が実学級数を上回る場合に、当該学級数（実数）につき、教職員数割に係る教職員1人当たりの配分額相当額を配分する。
	学級補助担任制②	複数の教員が共同して保育に当たる「学級補助担任制」を実施している園に対し、当該補助担任1人につき、教職員数割に係る教職員1人当たり配分額の1/2相当額を配分する。
教員研修	新規採用教員研修③	やまぐち総合教育支援センターが実施する新規採用幼稚園教員研修への教員の派遣に伴い必要とする代替教員に係る人件費相当額をはいぶんする。
	防災教育の推進④	防災教育（火災・地震・津波・火山活動・風水（雪）・原子力災害等の災害及び防災についての学習、救急救命法や命の大切さについての学習、災害発生時の避難経路や避難行動・態度の学習等）の推進に取り組んだ園に対し、経費の1/2の額（千円未満は切り捨て後、1園当たり8万円を上限とする。）配分する。
	傾斜率調整⑤	①傾斜率が90%に満たない場合は、傾斜率90%の保障を行なう。 ②最大傾斜率を180%とする。

配分方法：①少人数学級編制加算

$$\text{園児数} \div \text{1学級当たり標準園児数} = \text{標準的学級数}$$

比較



査定学級数

※査定学級数が標準的学級数を上回る場合、「少人数学級加算」が配分

②学級補助担任制

補助担任数（加配教員数）× 教職員数割に係る1人当たり配分額の1/2＝学級補助担任制加算額

③新規採用教員研修

参加教員1人当たりの配分単価は次のとおり。

なお、傾斜率調整により配分額の加算が行われた幼稚園については、教員研修に係る配分の対象外とされる。「新規採用職員研修」：教職員数割に係る1人当たり配分額の1/36

「協会主催研修会」：1千円

④防災教育の推進

経費の 1/2 の額（千円未満は切り捨て後、1 園当たり 8 万円を上限とする。）配分する。

⑤傾斜率調整

以下の式に基づき算出される「傾斜率」が 90%～180%の範囲内に納まるよう調整される。調整される際の「各幼稚園の配分額」は、「学校割」「園児数割」「教職員数割」及び「調整割（少人数学級加算）、（学級補助担任制加算）」における各配分額の合計となる。

$$90\% \leq \text{傾斜率} = \frac{\text{各幼稚園の配分額}}{\text{各幼稚園の園児数} \times \text{県補助単価}} \leq 180\%$$

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
徳島県私立幼稚園協会	<p>【一般補助】</p> <p>基準配分・割合 90% 均等割り・割合 5%</p> <p>学級数割・割合 10%</p> <p>園児数割・割合 60%</p> <p>人件費割・割合 25%</p> <p>調整配分・割合 10% (政策的)</p> <p>人権教育推進分</p> <p>教職員資質向上</p> <p>(調整的)</p> <p>学校評価実施分</p> <p>特別支援教育総合推進事業分</p>	<p>概要：各園に均等配分する。</p> <p>概要：各園の学級数に応じて配分する。算出基礎となる基礎数値は、当該年度学校基本調査の回答による。</p> <p>概要：各園の園児数に応じて配分する。算出基礎となる基礎数値は、当該年度学校基本調査の園回数による。ただし5月1日現在に在学している園児の数に、当該年度の1月における円の始業日に在学している、満3歳児に達し、当該年度の5月2日以降に入園した園児を加えた数とする。また、定員内実員とする。</p> <p>概要：当該年度徳島県私立学校運営費等補助金（一般補助）事業計画書を算出基礎とする。</p> <p>趣旨：人権教育に関する研究会・講演会等の開催、教職員への研修、園児への学習指導、園外研修（県内）への参加等、人権教育活動に要する経費。また、県外研修への参加、人権教育研究発表の実施等、人権教育推進するうえで、特に配慮を要する経費。 配分方法：単価＝100,000/1園</p> <p>趣旨：教育内容の一層の充実を図るため、初任者研修に要する経費として、当該年度において新規採用教員研修を受講する教員に対して配分する。 配分方法：単価＝50,000/1人</p> <p>趣旨：教育活動その他の学校運営の状況について評価を行ない、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めるため、前年度において楽興評価を実施した園に対して配分する。 配分方法：単価＝100,000/1園</p> <p>趣旨：発達障害を含むすべての障害のある幼児の特別支援教育を推進するために、国が県教育委員会に委嘱して実施する事業に連携し、取り組む園に対して配分する。 配分方法：単価＝50,000/1園</p>

保護者負担の軽減分

趣 旨：調整的配分総額から国庫補助分（特別配分）を除く調整的配分額「以後、（差引後調整的配分額）という。」の70%を各園の初年度園児納付金格差に応じ配分（園児納付金：授業料, 入学金）する。

配分方法：①基礎単価A＝保護者負担軽減分予算/総園児数

②各園の1人当り納付金額B＝各園の初年度納付金額/各園の入園児数

③各園の平均初年度納付金額C

④平均金額に対する割合D＝B/Cに応じてAの補正を行なう。

D	補正係数	D	補正係数
～66%未満	1.5	95%以上～105%未満	1.0
66%以上～75%未満	1.4	105%以上～115%未満	0.8
75%以上～85%未満	1.3	115%以上～125%未満	0.7
85%以上～95%未満	1.2	125%以上	0.6

補正後の納付金合計E＝A×補正係数×各学校の園児数

各園の配分率F＝E/全園の1人当たり納付金額の合計（補正後）

定員充足率

趣 旨：差引後、調整的配分額の30%を、各園の定員充足率に応じて配分する。ただし、実員が定員を超過した状態が3年以上継続している園には配分しない。

配分方法：以下が配分表

D	補正係数	D	補正係数
～40%未満	対象外	60%以上～80%未満	0.9
40%以上～50%未満	0.7	80%以上～105%未満	1.0
50%以上～60%未満	0.8	105%以上	対象外

国庫補助対象分
(1種免許状保有の促進分)

趣 旨：調整的配分総額において、幼稚園教諭の1種免許状保有の促進を図る為、免許を保有する教員が勤務している園に対し配分する。

配分方法：園児1人当たり210を当該年度の在籍園児数（定員内実員）に応じて配分する。

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
香川県私立幼稚園連盟	<p>【一般補助】 私立学校経常費補助事業</p> <p>私学特色教育チャレンジ支援事業</p> <p>特別支援教育費補助 (特殊教育費補助)</p> <p>私学退職金社団補助</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団補助</p> <p>認定こども園整備事業</p> <p>個人立等幼稚園教材教具費補助</p> <p>授業料軽減補助</p> <p>東日本大震災被災者授業料等免除事業</p> <p>私立学校人権・同和教育推進事業</p>	<p>平成 24 年度私学助成関係予算</p> <p>概要：助成開始は、S45. 4. 1。教育条件の維持向上、保護者負担軽減・経営の健全性を高めるために補助する。 配分方法：24 年度当初 3,096,586 千円 931,402/園 174,811/園児 1 人 対前年度比 102.3%</p> <p>概要：助成開始は、H15. 4. 1。特色ある教育活動に私学自らがチャレンジすることを支援する為の経常費補助。 配分方法：24 年度当初 125,704 千円 補助率は、項目毎に定額 194 千円（事務費含む） 対前年度比 111.1%</p> <p>概要：助成開始は、H6. 4. 1。障害のある幼児に係る専任教職員給与費を含む教育に必要な経常的経費に対する補助。対象園は、10 月 1 日現在、1 人以上の障害のある幼児が在籍している学法とする。 配分方法：24 年度当初 43,120 千円 784,000/1 人 対前年度比 100%</p> <p>概要：助成開始は、S43. 4. 1。退職金社団に対する会員負担軽減補助金。 配分方法：24 年度当初 87,459 千円 対前年度比 99.5% (H16 36/1,000、H17 34/1,000、H18 32/1,000、H19～H24 30/1,000)</p> <p>概要：助成開始は、S28. 4. 1。学校法人及び組合員の掛け金負担軽減補助金。 配分方法：24 年度当初 45,405 千円 対前年度比 102.3% 補助率：8/1,000</p> <p>概要：助成開始は、H24. 4. 1。認定こども園の設置促進を図る為、必要な施設整備費の補助（実施主体＝市町）認可外部分に対して事業費の補助（実施主体＝市町）及び認定こども園への移行を予定とする私幼の耐震化促進事業補助。 配分方法：24 年度当初 65,990 千円</p> <p>概要：助成開始は、S54. 4. 1。個人立幼稚園に対する教材教具費補助金。 配分方法：24 年度当初 2,072 千円 対前年度比 100%</p> <p>概要：助成開始は、S50. 4. 1。生活保護世帯・母子世帯等低所得者階層の園児の授業料を免除した学校法人に対する補助金。各所得分毎に配分。 配分方法：24 年度当初 102,282 千円 対前年度比 97.5%</p> <p>概要：助成開始は、H24. 4. 1。被災者が県内の私幼に転入学（園）した場合、その園児の学納金の支払を免除した学校法人に対する補助金 配分方法：24 年度当初 3,286 千円</p> <p>概要：助成開始は、S54. 4。人権・同和研修等に対する補助金。 配分方法：24 年度当初 970 千円 対前年度比 90%</p>

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
(社) 福岡県私立幼稚園振興協会	【一般補助】 園児数均等割	概要：園児数均等割は、以下の合算額とする。 ①新入園児数割：5,000 に当該幼稚園の新入園児数を乗じた数。 ②在園児数割：8,000 に当該幼稚園の在籍園児数を乗じた数。
	園児数割	概要：園児数割は、予算額から園児数均等割りを除いた額の35%の額を交付対象幼稚園の園則定員内在籍園児総数で除して得た額に当該幼稚園の園則定員内在籍園児数を乗じた額とする。
	学級数割	概要：学級数割は、予算額から園児数均等割りを除いた額の40%の額を交付対象幼稚園の学級総数で除して得た額に当該幼稚園の学級数を乗じた額とする。学級数は、当該年度の5月1日現在の園則学級数内実学級数とする。ただし、在籍園児数が園則定員に満たない場合は、実学級数とする。
	傾斜配分	概要：予算額から園児数均等割りを除いた額の20%の額を次の各事項により配分する。傾斜配分割の各事項の配分原資は、傾斜配分割の配分額に各事項の配分割合を乗じて得た額とし、当該幼稚園の配分額は、各事項の配分額を好対照幼稚園の総配転で除して得た額に当該幼稚園の配点を乗じた額とする。 配分方法：①教員充実率 (50/100) 在籍園児数を専任教員数で除して得た教員1人当たりの園児数の割合(教員充実率)に応じて配点する。専任教員の数は、当該幼稚園の専任の園長、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭及び養護助教諭の合計数とする。専任教員とは、当該学校法人から当該幼稚園に勤務の発令がなされ、かつ当該幼稚園に常時勤務する者をいう。当該幼稚園の配点は、次表による当該幼稚園の基準配点に園則定員内実員在園児数を乗じて得た数とする。

教員充実率(人)	~10.0	10.10 ~ 12.0	12.01 ~14.0	14.01 ~16.0	16.01 ~18.0	18.01 ~20.0	20.01 ~22.0
基準配点	100	96	92	88	85	82	79
教員充実率(人)	22.01 ~24.0	24.01 ~26.0	26.01 ~28.0	28.01 ~			
基準配点	76	74	72	70			

②3歳児就園推進率 (25/100)

3歳児の在籍園児数を、そう在籍園児数で除して得た割合(3歳児就園推進率)に応じて配点する。当該幼稚園の配点は、次表による当該幼稚園の基準配点に園則定員内在籍園児数を乗じて得た数。

3歳児就園推進率	～30.01	30.00～28.01	28.00～26.01	26.00～24.01	24.00～22.01	22.00～20.01	20.00～18.01
基準配点	100	96	92	88	85	82	79
3歳児就園推進率	18.00～16.01	16.00～14.01	14.00～12.01	12.00～			
基準配点	76	74	72	70			

③規模補正 (25/100)

在籍園児数に応じて配点する。当該幼稚園の配点は、次表による。

在籍園児数(人)	～70	71～105	106～140	141～175	176～210	211～245	246～280
基準配点	100	97	94	91	88	85	82
在籍園児数(人)	281～315	316～350	351～385	386～			
基準配点	79	76	73	70			

調整額

概要：調整額は、学納金改定調整、定員管理調整、交付限度額調整、及び不交付調整により交付金減額を算定するとともに、園児数均等割を除いた額の5%の額の範囲内で園児数均等割調整を行なう。交付金減額額(ただし、不交付調整は除く。)及び調整配分剰余が額については、傾斜配分割の原資に充てるものとする。

配分方法：①学納金改定調整

当該年度の学納金を増額改定し、かつ、資金収支決算における経常費収支差額割合(%)の前年度及び前々年度平均が県警金を10P上回った幼稚園について、当該年度から3年間減額調整を行なう。交付金減額額(ただし、不交付調整は除く。)及び調整配分剰余額については、傾斜配分割の原資に充てるものとする。

収支差額が平均を超える率(%)	10.01～20.00	20.01～30.00	30.01～45.00	45.01～60.00	60.01～
減額率(%)	3	6	9	12	15

②定員厳守調整

在籍園児数が、園則定員の10%を上回った場合、減額調整を行なう。定員を超過している際、35人以下の園は対象外とする。減額額は、園児数割の額に次表の軽減率を乗じて得た額とする。

園則定員超過率(%)	10.01～20.00	20.01～30.00	30.01～45.00	45.01～60.00	60.01～
軽減率(%)	3	6	9	12	15

		<p>③園児数均等割調整 当該幼稚園の前年度中途入退園児のうち、前年度5月1日に在園していなかった園児について、園児数均等割の額を交付する。</p> <p>④体験教育推進加算 園児の体験活動を推進する園について加算する。加算額及び加算対象事業に対して補助を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 伝統・文化等に関する教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・舞台芸術鑑賞や文化芸術活動への参加、伝統文化に関する活動の体験、習慣等 2) 食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・農作業体験、菜園での収穫再実施、調理体験 3) 環境教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・昆虫、植物観察 4) 教育の国際化 <ul style="list-style-type: none"> ・ネイティブとのふれ合いや海外幼稚園との交流 5) その他の体験活動 <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動や集団宿泊体験、奉仕活動体験など <p>※加算額=300,000/園（定額）</p> <p>⑤特別支援教育加算 5月1日現在において、障害のある幼児が1人以上就園している園について加算する。加算額及び補助対象となる園児について補助を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学校教育法施行令及び文部科学省の通知文の定める心身の故障の程度に該当する園児 2) 身体障害者手帳の交付を受けた身体障害児（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、心臓・呼吸器の機能障害がある者等）又は、身体機能に障害を有すると専門医師が診断した園児 3) 療育手帳を有する知的障害児又は精神発達遅滞のため専門の療育機関に通所している園児又は精神発達の程度に遅れがみられると児童相談所等の判定機関若しくは医師が判定した園児 4) 病弱あるいは身体虚弱で、その状態が長期にわたる生活規制を必要とする程度であると医師が診断した園児 5) 身体障害、知的障害等が伴う言語障害のために専門機関に通所している園児又は言語障害をゆうすると医師が判断した園児 6) 知的障害、病弱等が伴う情緒障害のため専門の療育機関に通所している園児又は情緒障害を有すると医師が判断した園児 <p>※加算額は、当該年度の国庫補助の単価に園児数を乗じた額とする。</p> <p>⑥交付限度額調整 前年度の資金収支決算において、前年度当該算定基準による補助額が第5条に規定する経常的経費支出額の1/2を上回った園については、その上回った額を減額調整する。</p> <p>⑦不交付調整 第9条に規定する補助金減額事項に基づき不交付となった額を調整する。</p>
--	--	--

【特別補助・教育改革算定基準】

預かり保育推進事業

概要：年間の開園日の半分以上の日数において、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園。補助金の額は、算定基礎単位に、補助単価を乗じて得た額の範囲内とする。また補助単価は、別に定める方法により算出された1日平均の預かり保育担当者数及び対象園児数に応じて、以下のとおりの補助単価とする。

1日平均の 預かり保育担当者数	1日平均の 預かり保育対象園児数	1園あたりの補助単価
1人	1人以上15人以下	400,000
2人	16人以上30人以下	600,000
3人	31人以上	800,000

各区分における担当者数と対象園児の両方の要件を満たしていることを条件とし、どちらか一方がその要件を満たさない場合には、低い要件の該当する区分の額とする。

長期休業日等預かり保育推進事業

概要：長期休業日の当該園における夏季休業日において、1日2時間以上の預かり保育2時間以上の預かり保育を、10日以上開設している園に対して補助。当該園における休業日（夏季休業日は除く）において、1日2時間以上の預かり保育を、19日以上開設する幼稚園。算定基礎数は、当該幼稚園数とする。1園あたりの補助単価は、別に定める方法により算出された1日平均の預かり保育担当者及び対象園児数に応じて、以下の補助単価とする。

1日平均の 預かり保育担当者数	1日平均の 預かり保育対象園児数	1園あたりの補助単価	
		長期休業日預かり保育	休業日預かり保育
1人	1人以上15人以下	80,000	150,000
2人	16人以上30人以下	140,000	240,000
3人	31人以上	200,000	330,000

注 各区分における担当者と対象園児数の両方の要件を満たしていることを条件とし、どちらか一方がその要件を満たさない場合には、低い要件の該当する区分の額とする。

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
<p>(社) 佐賀県私立幼稚園連合会</p>	<p>【一般補助】 均等割 (A)</p>	<p>趣 旨：各園に均等に配分。 配分方法：3,500,000/園</p>
	<p>園児数割 (B)</p>	<p>趣 旨：各園の定員内園児数により按分。定員内園児数（定員を上限）＝（5/1 現在、在園している園児数） ＋（当該年度に満3歳となり5/2以降に入園し、1月始業日現在に在園している園児数） ※定員とは、原則として年度当初の定員とするが、平成25年1月末までに定員変更（増員）の認可を受けた場合は、認可後の定員を適用することとする。 配分方法：{補助総額－(A)} ×7/15</p>
	<p>経費割 (C)</p>	<p>趣 旨：本務教員の勤務期間により按分 ※本務教諭に対する給与支給実績を1ヵ月＝1点に加算し、各園ごとの合計点数により按分。 配分方法：{補助総額－(A)} ×7/15</p>
	<p>調整割 (D)</p>	<p>趣 旨：下記の(1)～(4)の各園における取り組み状況に応じ、配分。なお、配分額は、(1)～(2)の合計とする。 配分方法：{補助総額－(A)} ×1/15 (1) 財務状況の改善＝500,000/1園・・・(あ) (2) 一種免許の保有促進＝{(D)－(あ)} ×1/10</p>

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
長崎県私立幼稚園連合会	<p>【一般補助】 教育振興費補助金</p> <p>特別支援教育費補助金</p> <p>子育て支援活動推進事業費補助</p> <p>同時在園負担軽減補助金</p> <p>預り保育推進事業費補助金</p>	<p>平成 24 年度、当初予算あり</p> <p>概要：学法：園児 1 人あたり 175,834 2,285,315 千円</p> <p>概要：学法 障害児 2 人以上 専任教員あり 学法 障害児 1 人あたり 784,000 58,800 千円</p> <p>概要：認定こども園以外の幼稚園 18,750 千円 ① 認定こども園 66,000 千円 ② ①+②=84,750 千円</p> <p>概要：学法 同時在園第 2 子 月額 3,000 円以内の額。同時在園第 3 子以降 保育料（年額）から就園奨励費補助金等の他の制度の助成額を除いた全額以内の額 37,020 千円</p> <p>概要：①学法 1,200,000×30 園×0.8=28,800 千円 （1 日あたり平均の教員数 1 名、園児数 1～15 名） ②1,700×33 園×0.8=44,880 千円 （1 日あたり平均の教員数 2 名、園児数 16～30 名） ③2,200×12 園×0.9=23,760 千円 （1 日あたり平均の教員数 3 名以上、園児数 31 名以上） ④認定こども園のみ ・4 時間以降 1 時間毎の加算 76,170 千円 35 園分 ・休業日預り保育 17,520 千円 35 園分 ・長期休業日預り保育 10,280 千円 35 園分 201,410 千円</p>

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法			
<p>(社) 熊本県私立幼稚園連合会</p>	<p>【一般補助】 園割</p>	<p>平成 24 年度、当初予算あり 概要：2,000,000/園①</p>			
	<p>学級割</p>	<p>概要：350,000/学級（当該年 5 月 1 日現在を基準日とする。）② 専任教諭等を置く実学級数とし、1 月始業日においても設置されている学級とする。ただし、対象園児実員が園則定員の 110%を超える場合には「幼稚園設置基準」を満たす学級数までとする。</p>			
	<p>園児数割</p>	<p>概要：40,000/人（当該年 5 月 1 日現在を基準日とする。）③ 当該年 5 月 1 日現在に在園している園児の数に、当該年度中に満 3 歳児に達し、当該年 5 月 2 日以降に入園し、かつ翌年 1 月における幼稚園の始業日に在園している園児を加えた数（園則定員内実員）とする。</p>			
	<p>教職員数割</p>	<p>概要：当該年 5 月 1 日現在の各園における (1) 及び (2) を合計数に単価 (550,000) を乗じて得た額。④ (1) 専任教員の数と配分基準 2 の学級割の対象となる実学級数に応じて必要とする「幼稚園設置基準」の規定による教職員数（以下、「標準教員数」という。）とのいずれか低い数。 標準教員数＝学級割対象の実学級数の専任教諭＋1（園長。兼任園長の場合は教頭、教諭、助教諭のいずれか 41 人） (2) 専任職員の数と標準職員数（1 人）とのいずれか低い数。なお、専任教員及び専任職員の定義は以下のとおり</p>			
		<table border="1" data-bbox="996 922 2184 1364"> <tr> <td data-bbox="996 922 1142 1145">専任教員</td> <td data-bbox="1142 922 2184 1145"> <p>①園長、教頭、教諭、助教諭及び講師として採用されている者。 ②当該園に勤務し、常勤でかつ週休日及び休日を除く日を就労とし、就業規則による就労時間が適用される者。原則的に私学共済に加入 ③原則として当該学校法人の就業規則（給与規定）に基づく給与受給者。ただし、産休、病欠等により正規給与から減額のある者は除く。 上記①から③のすべてを満たす者をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="996 1145 1142 1364">専任職員</td> <td data-bbox="1142 1145 2184 1364"> <p>①幼稚園事務を主たる業務とする者。 ②当該園又は法人の本部に勤務し、常勤でかつ週休日及び休日を除く日を就労日とし、就業規則による終了時間が適用されるもの。原則的に私学共済に加入。 ③原則として当該が公法人の就業規則（給与規程）に基づく給与受給者。ただし、産休・病欠等により正規給与から減額のある者は除く。 上記①から③のすべてを満たす者をいう。</p> </td> </tr> </table>	専任教員	<p>①園長、教頭、教諭、助教諭及び講師として採用されている者。 ②当該園に勤務し、常勤でかつ週休日及び休日を除く日を就労とし、就業規則による就労時間が適用される者。原則的に私学共済に加入 ③原則として当該学校法人の就業規則（給与規定）に基づく給与受給者。ただし、産休、病欠等により正規給与から減額のある者は除く。 上記①から③のすべてを満たす者をいう。</p>	専任職員
専任教員	<p>①園長、教頭、教諭、助教諭及び講師として採用されている者。 ②当該園に勤務し、常勤でかつ週休日及び休日を除く日を就労とし、就業規則による就労時間が適用される者。原則的に私学共済に加入 ③原則として当該学校法人の就業規則（給与規定）に基づく給与受給者。ただし、産休、病欠等により正規給与から減額のある者は除く。 上記①から③のすべてを満たす者をいう。</p>				
専任職員	<p>①幼稚園事務を主たる業務とする者。 ②当該園又は法人の本部に勤務し、常勤でかつ週休日及び休日を除く日を就労日とし、就業規則による終了時間が適用されるもの。原則的に私学共済に加入。 ③原則として当該が公法人の就業規則（給与規程）に基づく給与受給者。ただし、産休・病欠等により正規給与から減額のある者は除く。 上記①から③のすべてを満たす者をいう。</p>				

	給与費割	<p>概要：当該年度5月分専任教職員の人件費に、当該年度熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の期末・勤勉手当の支給割合を加算した数を乗じて得た額に下の計算式により算定した率（※）乗じて得た額。</p> <p style="text-align: center;">(経常費補助予算総額－給与費以外の配分額)</p> <p>※ $\frac{\text{当該年度5月分専任教職員} \times \text{当該年度熊本県一般職の職員等の給与に関する人件費 (全園の合計)}}{\text{条例の期末・勤勉手当の支給割合を加算した数}}$</p>
--	------	--

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法							
<p>(社) 鹿児島県私立幼稚園協会</p>	<p>【一般補助】 均等割・割合 30%</p>	<p>平成 24 年度当初予算 概要：園の規模にかかわらず共通の経費が必要であることを考慮し、一定額を配分する。</p>							
	<p>園児数割・割合 70%</p>	<p>概要：園児数割＝補助対象園児数×園児 1 人あたり単価 H24 当初予算＝2,902,397 千円 ① 補助対象園児数 定員の遵守状況を考慮。 ② 園児 1 人あたり単価 ア 園児数に応じた基礎配分 イ 一種免許状保有の促進状況による配分 ウ 財務状況の改善促進状況による配分</p>							
	<p>魅力ある私立学校づくり補助事業</p>	<p>概要：「魅力ある私立学校づくり」を推進するため、学校法人が行う教育用設備の整備や外国人教員の採用など特色教育の推進に要する経費に対して助成する。 H24 当初予算＝42,296 千円 1 補助率 (1) 教育用設備整備 1/3 以内 (2) 特色教育推進 1/2 以内</p>							
	<p>小規模園対策補助事業</p>	<p>概要：長期的園児減少期において、特に経営の苦しい、園児 70 人以下の小規模園に対し、その経営改善の一助とする目的で経常費の一部を助成する。 1 配分方法 均等割 (50%) + 園児数割 (50%) ※ 園児数割では、園児数が少ない園に対し、傾斜補助。 H24 当初予算＝10,000 千円</p>							
	<p>【特別補助】 預かり保育進事業</p>	<p>概要：預かり保育の実施状況に応じて補助する。 H24 当初予算＝133,622 千円</p> <table border="1" data-bbox="958 1106 1680 1265"> <thead> <tr> <th>1 日平均担当教職員数</th> <th>1 園あたりの補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>800,000</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>1,100,000</td> </tr> <tr> <td>3 人以上</td> <td>1,400,000</td> </tr> </tbody> </table>	1 日平均担当教職員数	1 園あたりの補助基準額	1 人	800,000	2 人	1,100,000	3 人以上
1 日平均担当教職員数	1 園あたりの補助基準額								
1 人	800,000								
2 人	1,100,000								
3 人以上	1,400,000								

休業日預かり保育推進事業

概要：休業日預かり保育の実施状況に応じて補助する。 H24 当初予算＝60,037 千円

1 休業日預かり保育

1 日平均担当教職員数	1 園あたりの補助基準額
1 人	300,000
2 人	480,000
3 人以上	660,000

2 長期休業日預かり保育

1 日平均担当教職員数	1 園あたりの補助基準額
1 人	160,000
2 人	280,000
3 人以上	400,000

特別支援教育補助事業

概要：特別支援教育の必要な園児の在籍状況に応じて補助する。 H24 当初予算＝218,736 千円

1 補助対象 心身障害幼児が2人以上在籍している幼稚園

2 園児1人あたり単価 784,000

経常費補助金配分基準事例報告

団体名	配分項目及び配分額等	趣旨及び配分方法
<p>沖縄県私立幼稚園連合会</p>	<p>【一般補助】 均等割</p> <p>園児数割</p> <p>教職員割</p> <p>調整割</p> <p>満3歳児園促進調整割</p> <p>【特別補助】 教育の質の向上を図る 学校支援経費</p> <p>預かり保育推進事業</p> <p>子育て支援事業の推進</p> <p>特別支援教育</p>	<p>概要：学校規模にかかわらず共通の経費が必要であることを考慮する。</p> <p>概要：幼稚園の運営費は、概ね園児数に比例することを考慮する。</p> <p>概要：幼稚園の運営費は、概ね教職員数に比例することを考慮する。</p> <p>概要：1) 補助者負担軽減調整 ・園児納付金について保護者への負担軽減状況を考慮する調整 2) 定員充足状況調整 ・適正な定員管理の状況を考慮する調整 3) 1種免許状保有の推進調整 ・1種免許状を保有する教員の配置状況又は配置への取組を考慮する調整 4) 財務状況の改善の支援調整 ・学校経営の効率化や健全化への取組状況を考慮する調整</p> <p>概要：満3歳児の幼稚園就園状況を考慮する。</p> <p>概要：対象事業の実施状況に応じて補助する。</p> <p>概要：預かり保育の実施状況に応じて補助する。</p> <p>概要：子育て支援に関する事業の取組状況に応じて補助する。</p> <p>概要：特別支援教育の必要な園児の在籍状況に応じて補助する。</p>